

**砥部町  
障害者計画  
第4期障害福祉計画**

(案)

平成27年3月

砥 部 町

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の概要</b>	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
<b>第 2 章</b>	<b>障がい者を取り巻く現況と課題</b>	
1	人口等の状況	5
2	障がい者の状況	7
3	事業の状況	11
4	アンケート調査結果	15
5	ヒアリング調査結果	41
6	砥部町の障がい者を取り巻く課題	42
<b>第 3 章</b>	<b>計画の基本的方向</b>	
1	計画の基本理念	43
2	計画の基本的な考え方	43
3	計画の基本目標	45
4	計画の数値目標	46
<b>第 4 章</b>	<b>施策の展開</b>	
1	施策の展開	49
	◆基本目標 1 健康づくりと障がいの発生予防	49
	◆基本目標 2 障がい児の健やかな発達と教育の充実	53
	◆基本目標 3 障がい者の自立と社会参加の実現	56
	◆基本目標 4 地域における支援体制の整備	60
	◆基本目標 5 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	67
2	施策の体系	74
<b>第 5 章</b>	<b>障害福祉サービスの推進</b>	
1	障害福祉サービスの内容と対象者	75
2	障害福祉サービスの見込量とその確保方策	75
3	計画の進捗の管理	83
<b>資料編</b>		85



## 第 1 章 計画の概要



## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な、国内法の整備を始めとする障がい者施策の抜本的な見直しのため、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称。）が行われました。また、平成25年6月には障がいのある人に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が成立しています。

このように国の法律や制度が大きく変わる中、ノーマライゼーション理念のもと、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会づくりをめざし、様々な取り組みが進められてきました。

障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障がいのある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成18年度には、身体・知的・精神の3障がい共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担額の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年12月に「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能負担の原則化）や障がい者の範囲の見直し（発達障がいを法の対象として明確化）等が行われ、さらに、平成24年6月に名称を「障害者総合支援法」に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われています。

本計画はそれら状況を背景に、これまでの本町の成果や課題の分析・評価を行ったうえで、本町における成果及び課題を明確にするとともに、新たな法制のもとで、障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図ります。障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として策定するものです。

#### （1）第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直し点

- ①計画の作成プロセス等に関する事項
  - ・PDCAサイクルの導入（新規）
- ②成果目標に関する事項
  - ・福祉施設から地域生活への移行促進
  - ・精神科病院から地域生活への移行促進
  - ・地域生活支援拠点等の整備（新規）
  - ・福祉施設から一般就労への移行促進
- ③その他の事項
  - ・障がい児支援体制の整備（新規）
  - ・計画相談の充実、研修の充実等

## 2 計画の位置づけ

障害者計画と障害福祉計画とは、総合的にかつ計画的な障がい者施策を展開する上で、これらを一体的に策定することとします。

### (1) 砥部町障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、砥部町における障がい者等の状況等を踏まえ、砥部町における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

(障害基本法抜粋)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (2) 砥部町障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して砥部町が定める計画です。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

### (3) 関連計画との整合性

(国が示す基本指針)

#### ① 障害福祉サービス提供体制の充実

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスの保障に努めます。また、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）および地域生活支援事業等の充実を図り、希望する日中活動系サービス等の保障に努めます。

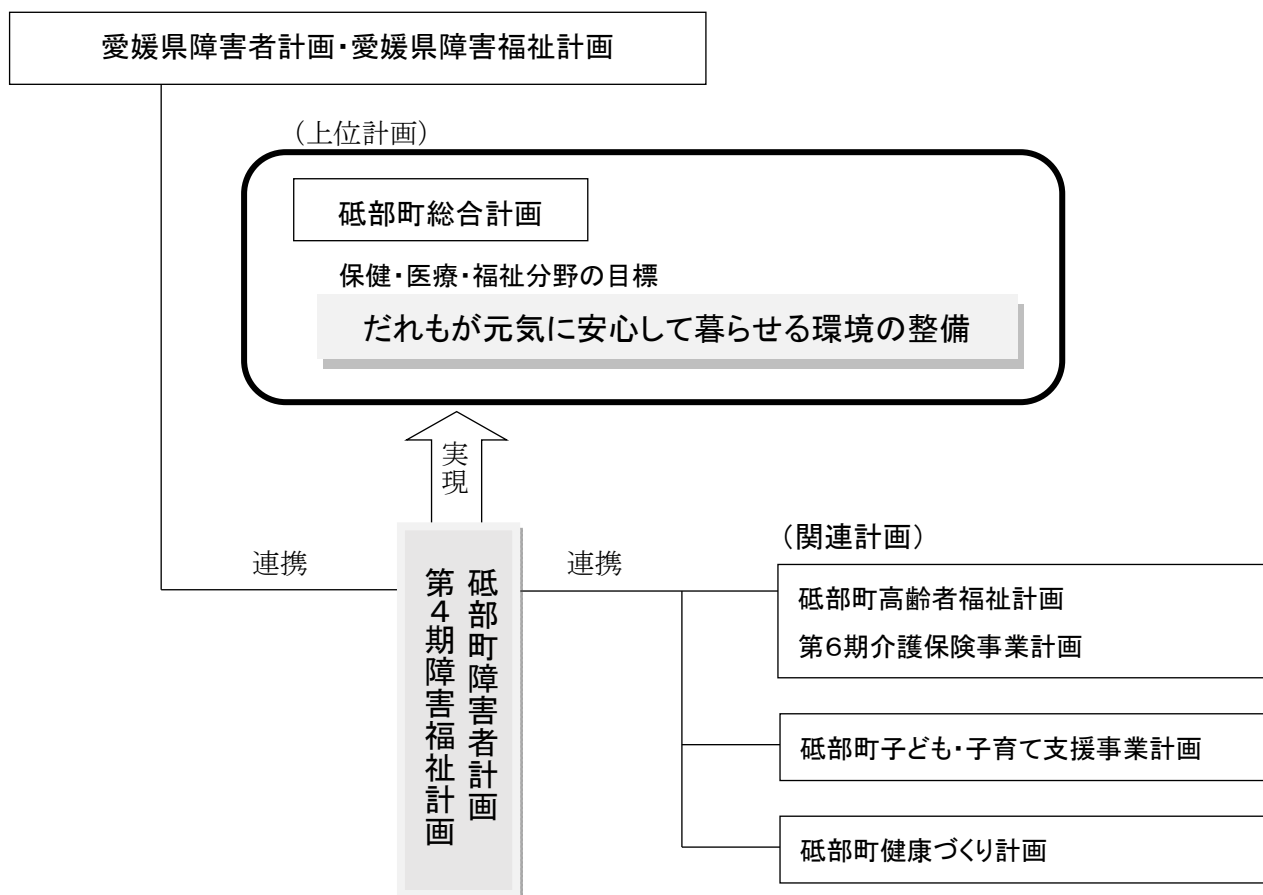
- ② 入所施設等から地域生活への移行の促進  
施設入所者や退院可能精神障がい者が地域生活に移行できるよう、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所または入院から地域生活への移行を進めます。
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等を推進  
就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。
- ④ 相談支援体制の整備・強化  
地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

(愛媛県障害者計画との整合性)

- ① 相談支援体制の(障がい者自身の意思や決定の尊重)の整備及び障がい児支援の体制整備について記述する。
- ② 防災・防犯対策の推進について記述する。
- ③ 差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮等について記述する。

(4) 砥部町関連計画との連携

砥部町総合計画(計画目標年次平成29年度)における施策の大綱2「だれもが元気に安心して暮らせる環境の整備(保健、医療、福祉)と連携して個別計画を策定する。子ども・子育て支援事業計画の中で述べられる障がい児支援と連携を図る。





### 3 計画の期間

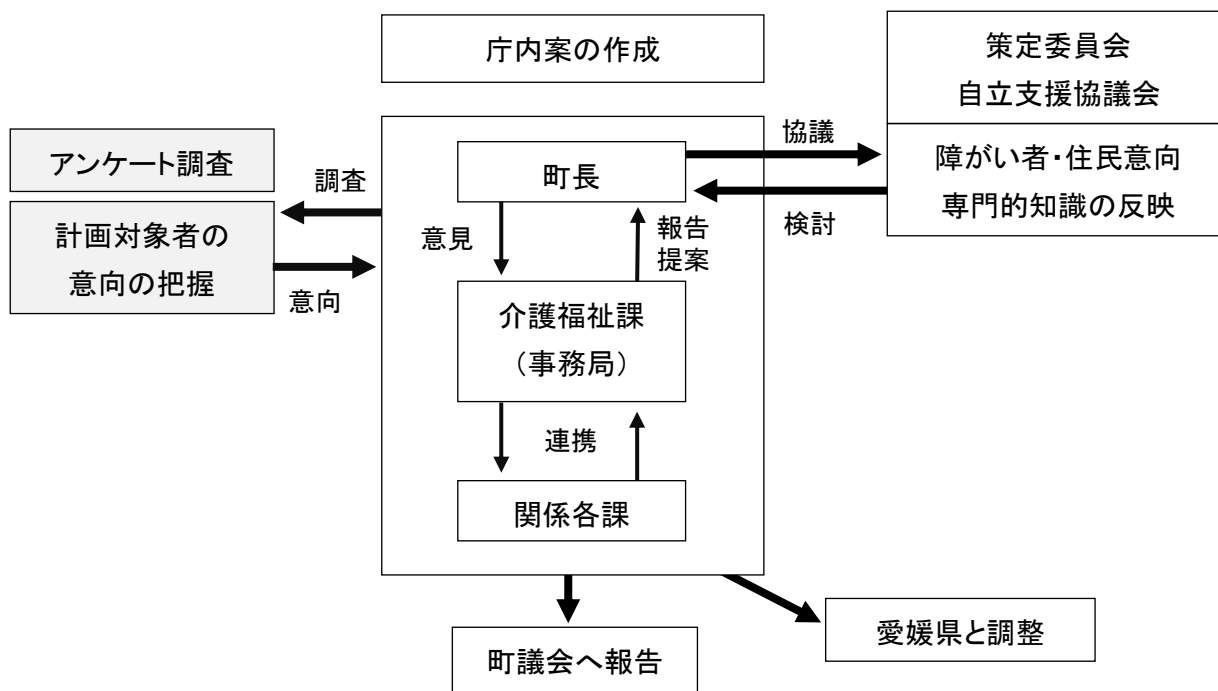
砥部町障害者計画は平成27年度～平成32年度までの6年間を対象とします。第4期障害福祉計画は、平成27年度～平成29年度の3年間を対象とします。



### 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、行政関係者、障がい者団体の代表者等を委員とする「砥部町障害者計画等策定委員会」により、計画策定のための検討を行いました。また、障がい者福祉に関するアンケート調査を実施し、それらの結果・意見を計画に反映しています。

庁内においても、介護福祉課を中心に関係各課とも必要な連携を行い計画の策定を行いました。



## 第2章 障がい者を取り巻く現況と課題



## 第2章 障がい者を取り巻く現況と課題

### 1 人口等の状況

#### (1) 人口の推移

国勢調査の結果では、砥部町の総人口は平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には減少に転じました。

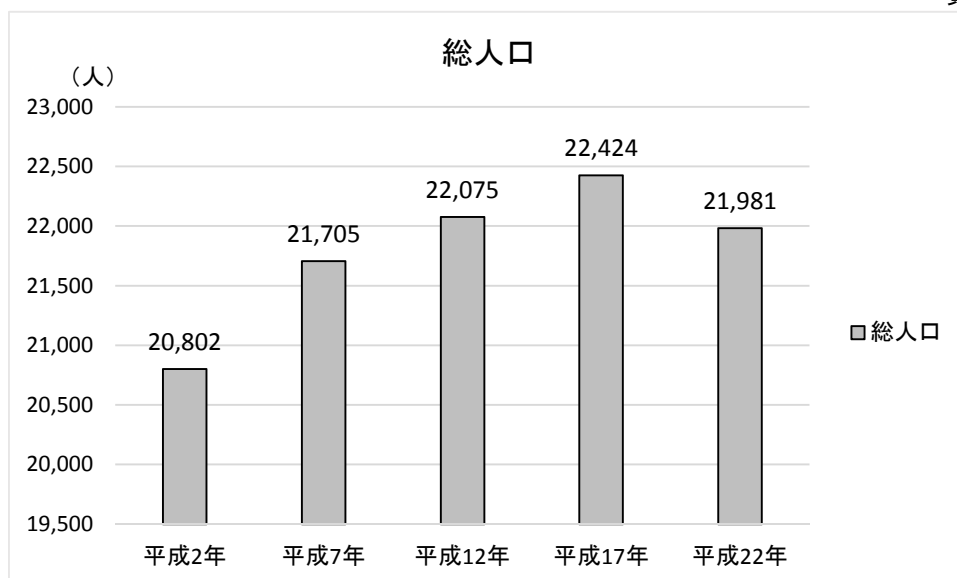
※平成17年以降は合併後の国勢調査です。平成2年から平成12年までは、旧砥部町と旧広田村の人口を合算したものです。

#### ■人口の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
砥部町	20,802	21,705	22,075	22,424	21,981
(旧砥部町)	(19,561)	(20,493)	(20,961)		
(旧広田村)	(1,241)	(1,212)	(1,114)		

資料：国勢調査



#### (2) 年齢別人口構成

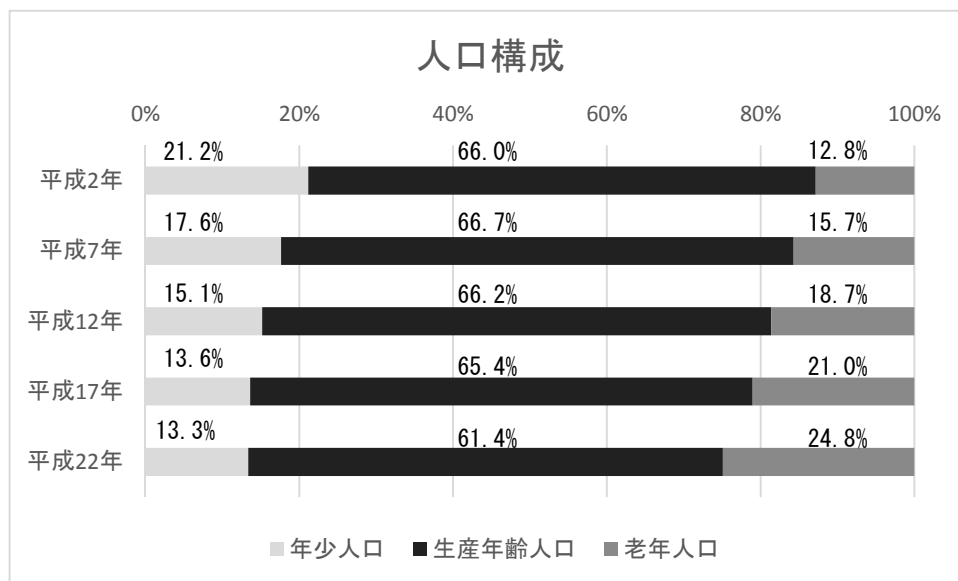
人口構成の三区分別では、年少人口（0～14歳）は減少の一途をたどっており少子化傾向となっています。また、同時に老年人口（65歳以上）においては増加傾向となっており、平成2年の高齢化率12.9%が平成22年には24.9%と倍近い高齢化の進行を示しています。

※平成17年以降は合併後の国勢調査です。平成2年から平成12年までは、旧砥部町と旧広田村の人口を合算したものです。

■年齢層別人口推移及び構成比

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 0～14歳	人数	4,402	3,823	3,335	3,050	2,921
	比率	21.2%	17.6%	15.1%	13.6%	13.3%
生産年齢人口 15～64歳	人数	13,719	14,466	14,599	14,655	13,491
	比率	66.0%	66.7%	66.2%	65.4%	61.4%
老年人口 65歳以上	人数	2,675	3,416	4,104	4,719	5,447
	比率	12.8%	15.7%	18.7%	21.0%	24.8%

資料：国勢調査



(3) 世帯数

世帯数は増加傾向にありますが、世帯人員は縮小傾向となっています。

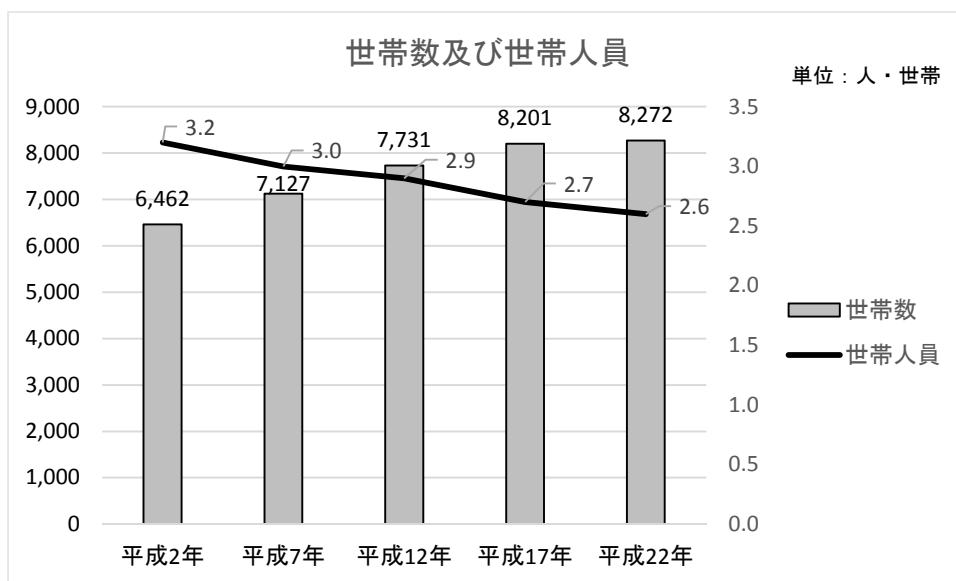
※平成17年以降は合併後の国勢調査です。平成2年から平成12年までは、旧砥部町と旧広田村の人口を合算したものです。

■世帯数の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
砥部町	5,963	6,617	7,731	8,201	8,272
(旧砥部町)	(5,464)	(6,107)	(7,232)		
(旧広田村)	(499)	(510)	(499)		
世帯人員	3.5	3.3	2.9	2.7	2.6

資料：国勢調査



## 2 障がい者の状況

### ■障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減率
身体障がい者	839	847	866	866	3.2%
知的障がい者	102	105	110	114	11.2%
精神障がい者	65	81	90	93	43.1%
計	1,006	1,033	1,066	1,073	6.7%

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

※増減率は平成23年～平成26年の差で算出

### (1) 身体障がい者の状況

#### ■身体障害者手帳所持者の推移（障がい区分別）

単位：人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障害	53	53	56	54
聴覚・平衡機能障害	51	50	46	44
音声・言語・ そしゃく機能障害	5	5	7	7
肢体不自由	480	481	493	495
内部障害	250	258	264	266
計	839	847	866	866

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	291	294	304	295
2 級	155	160	155	155
3 級	131	133	142	138
4 級	186	186	196	206
5 級	42	40	39	39
6 級	34	34	30	33
計	839	847	866	866

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者の等級区分（平成26年）

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	21	13	4	3	8	5
聴覚・平衡機能障害	3	22	3	5	0	11
音声・言語・ そしゃく機能障害	0	0	4	3	0	0
肢体不自由	101	118	87	141	31	17
内部障害	170	2	40	54	0	0
計	295	155	138	206	39	33

資料：介護福祉課（4月1日現在）

(2) 知的障がい者の状況

■療育手帳所持者の推移

単位：人

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
A	18 歳未満	11	11	11	12
	18 歳以上	27	29	29	29
小計		38	40	40	41
B	18 歳未満	27	24	23	26
	18 歳以上	37	41	47	47
小計		64	65	70	73
計	18 歳未満	38	35	34	38
	18 歳以上	64	70	76	76
合計		102	105	110	114

資料：介護福祉課（各年4月1日現在）

## (3) 精神障がい者の状況

## ■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	14	16	14	14
2 級	46	56	63	70
3 級	5	9	13	9
計	65	81	90	93

資料：介護福祉課（各年 4 月 1 日現在）

## (4) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。支援の度合いを非該当及び区分 1～区分 6 で示し、数字が高くなるほど支援の度合いが高い方になります。

## ■障害支援区分認定者の推移

単位：人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分 1	1	2	1	1
区分 2	9	3	8	9
区分 3	7	8	9	3
区分 4	6	6	5	9
区分 5	2	5	3	0
区分 6	11	6	5	10
計	36	30	31	32

※平成 23 年度～平成 25 年度は、従前の「障害程度区分」の認定者数

資料：介護福祉課（各年 4 月 1 日現在、平成 26 年度は 12 月末時点での実績値）

## (5) 就労・就学の状況

## ■職員の障がい者雇用状況（町長部局）

単位：人

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
算定基礎労働者数		162	164	157	156
雇用 人数	身体障がい者	3	3	3	4
	知的障がい者	0	0	0	0
雇用率		1.85%	1.83%	1.91%	2.56%

資料：総務課



■特別支援学級の状況（小学校）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
設置校数（校）	3	3	3	3
学級数（級）	7	7	7	7
児童数（人）	17	15	16	18

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

■特別支援学級の状況（中学校）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
設置校数（校）	1	1	1	1
学級数（級）	2	2	2	2
生徒数（人）	5	8	8	7

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

■通級指導教室の状況（小学校）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
児童数（人）	20	24	20	22

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

■通級指導教室の状況（中学校）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
生徒数（人）	12	11	15	18

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

（6）人的資源の状況

■専門職の状況

単位：人

	町職員（臨時職員含む）	社会福祉協議会
医師	1	0
保健師	12	0
社会福祉士	1	3
看護師	3	0
栄養士	3	0
介護福祉士	0	10
介護支援専門員	4	8
相談支援専門員	0	3

資料：介護福祉課・社会福祉協議会（平成26年4月1日現在）

※人数には重複している人も含んでいます。

## ■相談員の設置状況

単位：人

	人 員
民生・児童委員	45
主任児童委員	3
身体障害者相談員	1
知的障害者相談員	1

資料：介護福祉課（平成26年4月1日現在）

## ■障がい者支援ボランティア団体等の登録状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
団体数（団体）	1	1	1	1
人数（人）	8	20	20	18

資料：社会福祉協議会（各年3月末現在）

## 3 事業の状況

## (1) 訪問系サービスの状況

利用者の微増状況が続いており、今後も微増傾向にあると見込まれます。

## ■訪問系サービスの状況

	単位	平成24年度（1ヶ月）	平成25年度（1ヶ月）	平成26年度（1ヶ月）
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	543	631	623
	人	25	27	29

資料：介護福祉課

## (2) 日中活動系サービスの状況

生活介護の利用者は微増状況です。自立訓練(生活訓練)の利用者は少ない状況です。就労移行支援は横ばい傾向、就労継続支援は平成25年度から微増状況です。

### ■日中活動系サービスの状況

	単位	平成24年度(1ヶ月)	平成25年度(1ヶ月)	平成26年度(1ヶ月)
生活介護	人日分	371	675	664
	人	18	32	33
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0
	人	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	85	30	18
	人	3	1	2
就労移行支援	人日分	85	79	83
	人	4	4	4
就労継続支援 (A型)	人日分	203	293	303
	人	10	16	15
就労継続支援 (B型)	人日分	463	585	643
	人	31	40	42
療養介護	人	1	3	3
短期入所	人日分	22	29	24
	人	3	4	3
児童デイサービス	人日分	41		
	人	10		

資料：介護福祉課

※「児童デイサービス」は、平成24年4月から児童福祉法に基づくサービス「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」へ移行

## (3) 居住系サービスの状況

居住系サービスの利用者は微増状況です。

### ■居住系サービスの状況

	単位	平成24年度(1ヶ月)	平成25年度(1ヶ月)	平成26年度(1ヶ月)
共同生活援助 共同生活介護	人	9	11	14
施設入所支援	人	14	16	16

資料：介護福祉課

## (4) 相談支援の状況

平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、平成27年3月末までにすべてのサービス受給者にサービス等利用計画を作成することが義務付けられました。

## ■相談支援の状況

	単位	平成24年度(1ヶ月)	平成25年度(1ヶ月)	平成26年度(1ヶ月)
計画相談支援	人	0	0	101
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0

## ■障害児相談支援の状況

	単位	平成24年度(1ヶ月)	平成25年度(1ヶ月)	平成26年度(1ヶ月)
障害児相談支援	人	0	0	25

## (5) 障害児通所支援の状況

障害児通所サービスの利用者は微増状況にあります。

## ■障害児通所支援の状況

	単位	平成24年度(1ヶ月)	平成25年度(1ヶ月)	平成26年度(1ヶ月)
児童発達支援	人日分		105	97
	人		15	19
放課後等デイサービス	人日分		31	63
	人		4	9

資料：介護福祉課

(6) 地域生活支援事業の状況

日常生活用具給付等事業サービスの利用者増加傾向にあります。その他は、少ない利用者で増減をしています。

■地域生活支援事業の状況

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市町村相談支援機能強化事業		ヶ所	3	3	3
成年後見制度利用支援事業		ヶ所	1	1	1
		件	0	0	0
コミュニケーション支援事業		実人員	7	7	7
日常生活用具給付等事業		人	332	415	406
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	4	4	1
	自立生活支援用具	件	5	2	4
	在宅療養等支援用具	件	2	7	2
	情報・意思疎通支援用具	件	7	6	7
	排泄管理支援用具	件	314	395	391
	住宅改修費(居宅生活動作補助用具)	件	0	1	1
移動支援事業		実人員	16	18	19
		延時間	1,163	1,681	1,402

資料：介護福祉課

## 4 アンケート調査結果

### (1) アンケート調査の概要

#### ■調査目的

障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定に向けて、障がい者の方の生活状況やご意見などについてお伺いし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■調査期間：平成26年6月12日～6月30日

■調査方法：郵送配布

■配布数：(全体)	送付数	1,258人
(内訳)	①身体障がい	833人
	②知的障がい	109人
	③精神障がい	323人
	内重複分	7人
		(①+②=4人 ①+③=3人)

■回収状況：(全体)	回収数	603人	有効回収率46.4%
(内訳)	①身体障がい	369人	
	②知的障がい	28人	
	③精神障がい	81人	
	④難病	13人	
	⑤発達障がい	18人	
	⑥重症心身障がい	8人	
	⑦高次脳機能障がい	2人	
	⑧混合	65人	
	⑨未記入	19人	

## (2) 主な調査結果

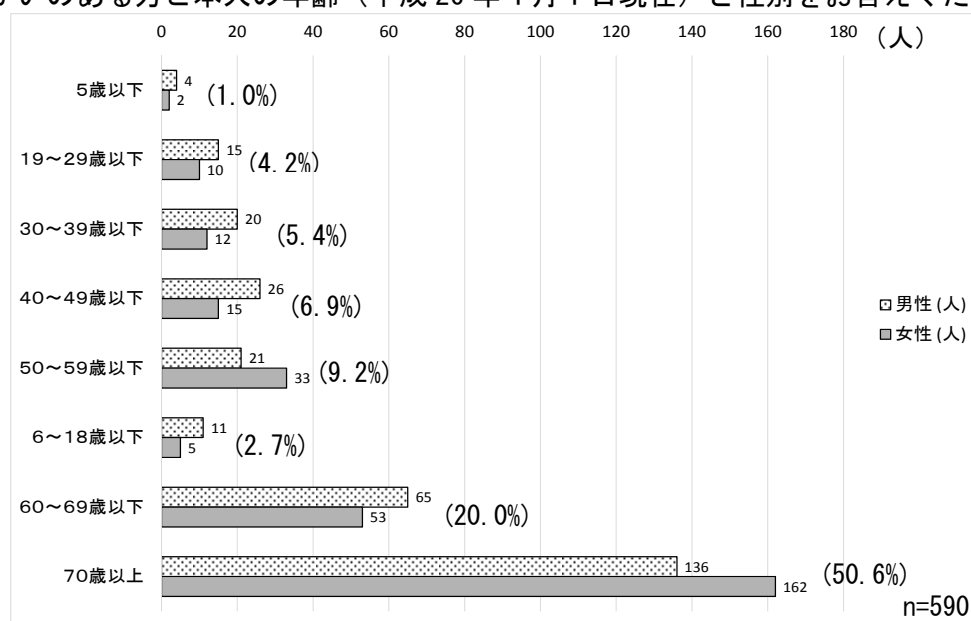
### 障がいのある方ご本人等の状況

回答者の約50%は70歳以上の高齢者となっています。障がいの状況は、身体障害が429人、約61%で一番多く、次いで精神障害が99人、約14%、知的障害が53人、約7%となっています。障がいの状況は混合しています。

居住の状況は、自宅（持家、家族の所有）が全体の約86%で、夫婦で暮らしている方は全体の約41%、次いで、子・孫との同居は約22%となっています。

障がい者の介助の状況は、夫または妻が全体の約38%、次いで介助を受けていないが約17%、子・孫が約14%となっています。

#### ①障がいのある方ご本人の年齢（平成26年4月1日現在）と性別をお答えください



#### ②障がいのある方ご本人の障がいについて。（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	発達障害	重症心身障害	高次脳機能障害	合計
人数 (人)	429	53	99	34	33	33	22	703
構成比 (%)	61.1	7.5	14.1	4.8	4.7	4.7	3.1	100.0

#### ③障がいのある方ご本人の障がい者手帳について（複数回答）

	身体障害手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	持っていない	合計
人数 (人)	435	53	57	41	586
構成比 (%)	74.3	9.0	9.7	7.0	100.0

#### ④身体障害者手帳の等級

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数 (人)	149	83	67	93	19	15	426
構成比 (%)	35.0	19.5	15.7	21.8	4.5	3.5	100.0

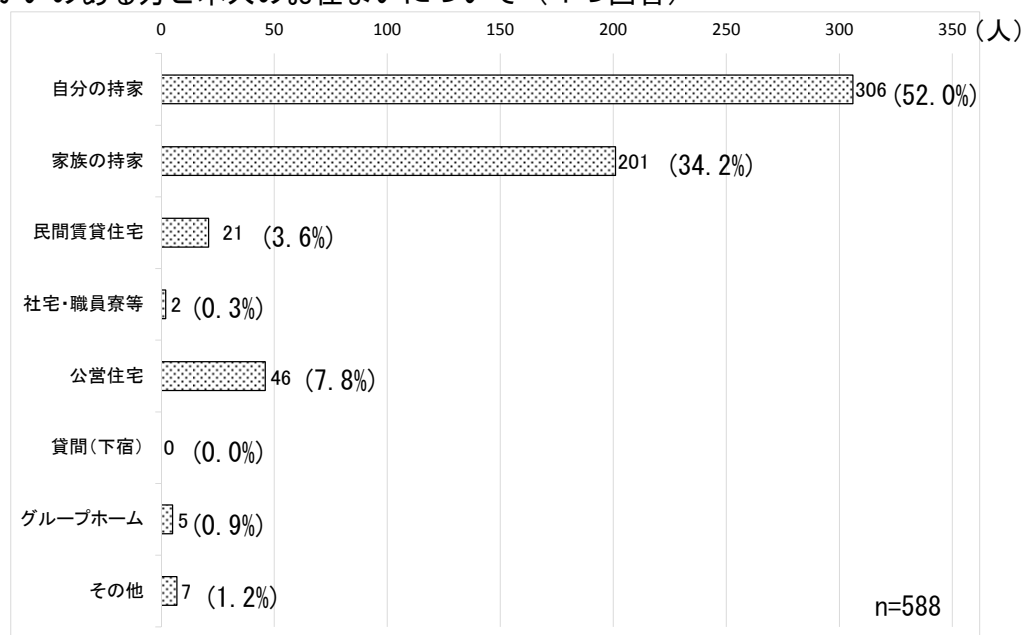
⑤療育手帳の種別

	A	B	合計
人数(人)	18	34	52
構成比(%)	34.6	65.4	100.0

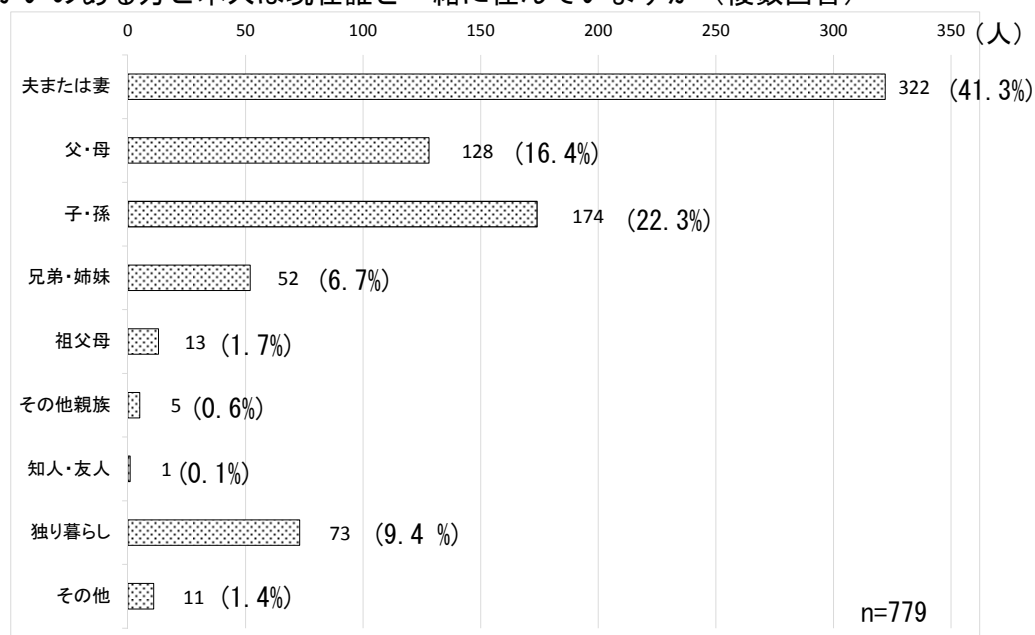
⑥精神障害者保健福祉手帳の種別

	1級	2級	3級	合計
人数(人)	6	41	5	52
構成比(%)	11.5	78.9	9.6	100.0

⑦障がいのある方ご本人のお住まいについて(1つ回答)

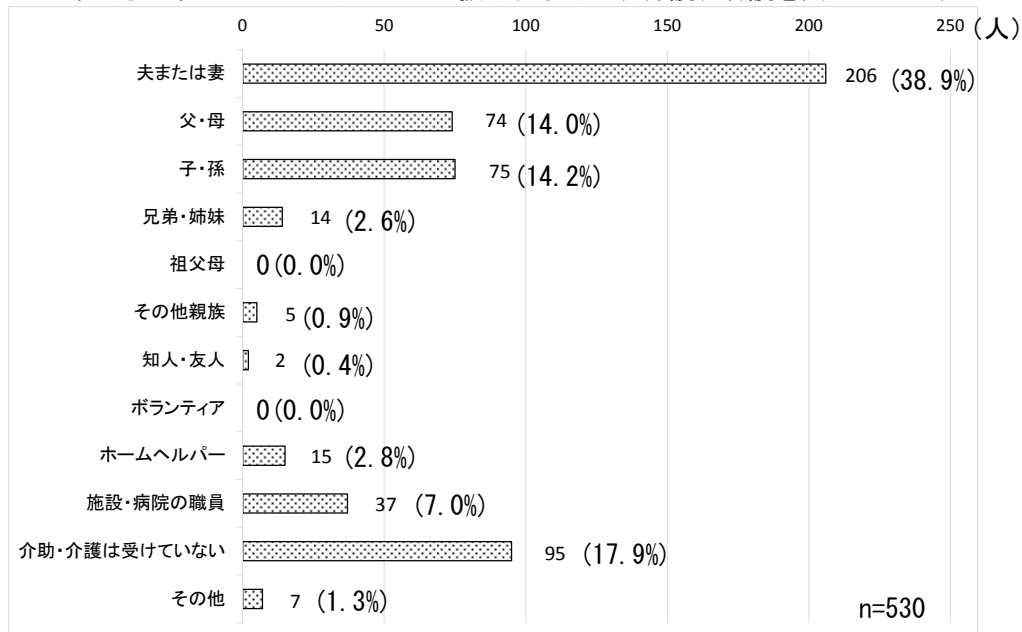


⑧障がいのある方ご本人は現在誰と一緒に住んでいますか(複数回答)





⑨障がいのある方ご本人は主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか（1つ回答）

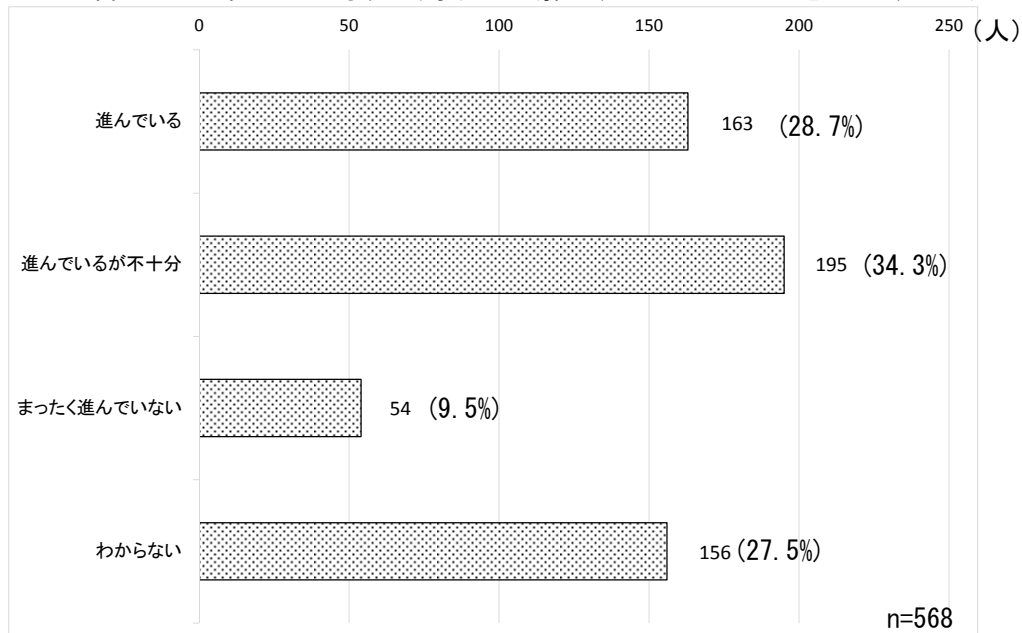


**共生社会（障がい（者）に対する周囲の理解）**

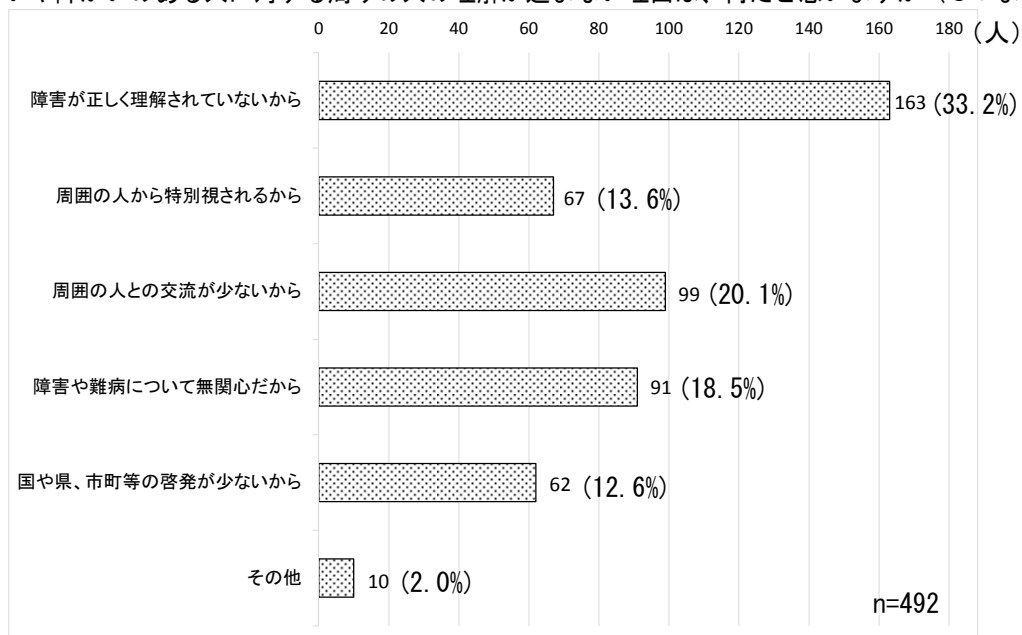
障がいへの理解についての認識は、「進んでいるが不十分」が約34%、次いで、「進んでいる」が約28%、「わからない」が約27%となっています。

また周りの人の理解が進まない理由は、「障害が正しく理解されていない」が約33%、次いで「交流が少ないから」が約20%、「障害や難病に無関心」が約18%となっています。改善については、「正しく理解されるための周知啓発」が全体の約30%となっています。

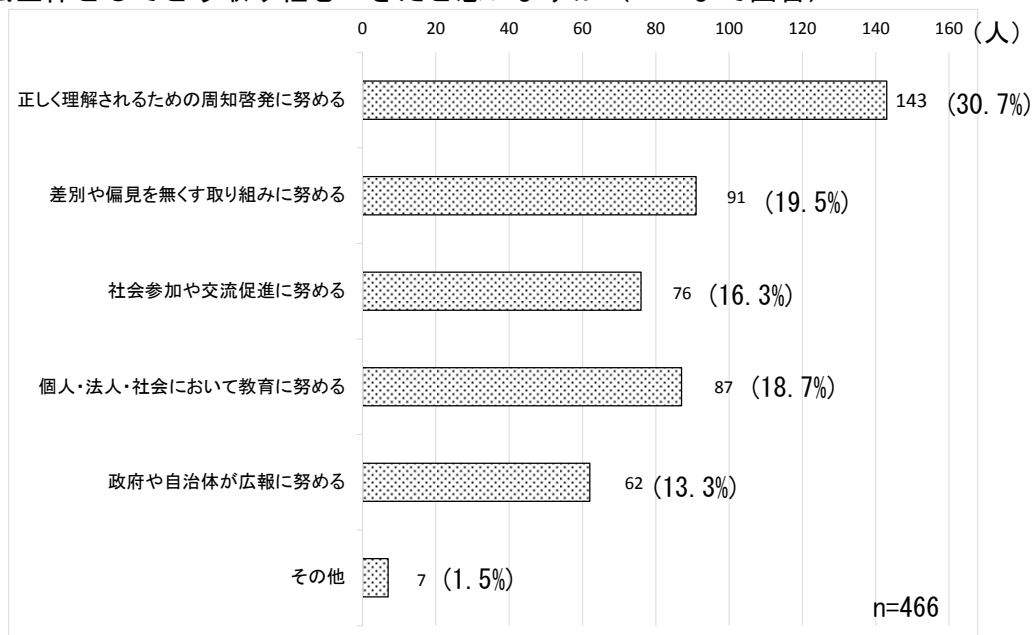
①障がいや障がいのある人に対する周りの理解は、進んでいると思いますか（1つ回答）



②障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解が進まない理由は、何だと思えますか（3つまで回答）



③社会全体としてどう取り組むべきだと思いますか（3つまで回答）

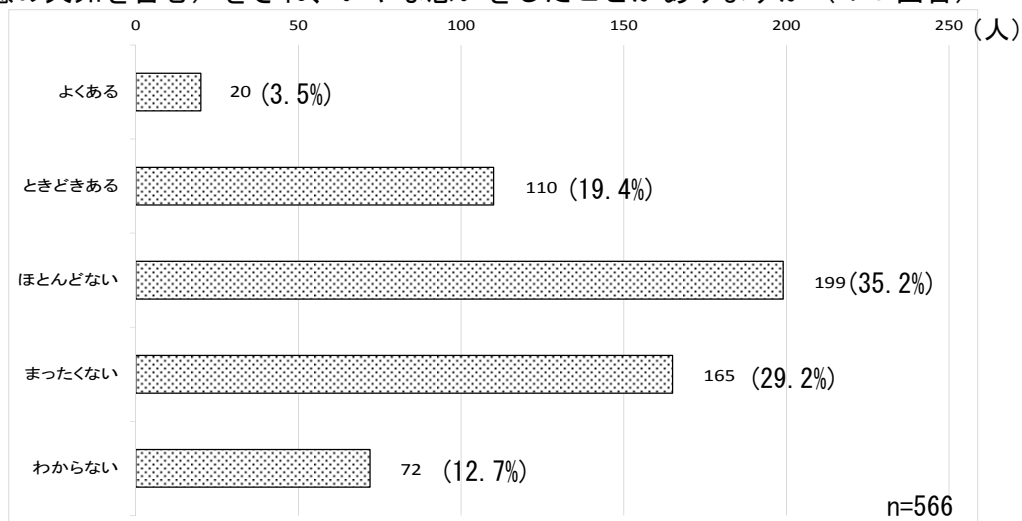


**共生社会（障がい者の権利に関して）**

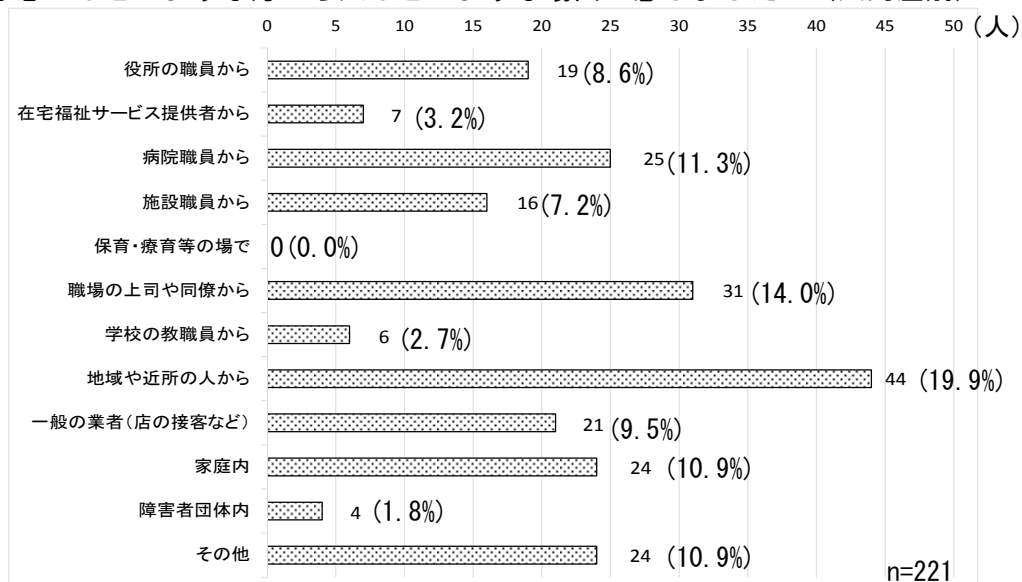
障がいを理由に差別的な扱いを受けたかどうかについては、「ほとんどない」が約35%、次いで、「まったくない」が約29%となっており、合わせると約64%となり差別的な扱いは少ないといえます。

いやな思いを感じた場面は、「地域や近所の人から」言葉や態度等で感じた人は、約19%、施設や設備の整備不足によって感じた場面は、「交通機関」約21%「地域の商業施設」約20%、配慮がないことで感じた場面は、「公共施設の利用案内や駐車場確保」約15%「買い物するとき」約14%となっております。

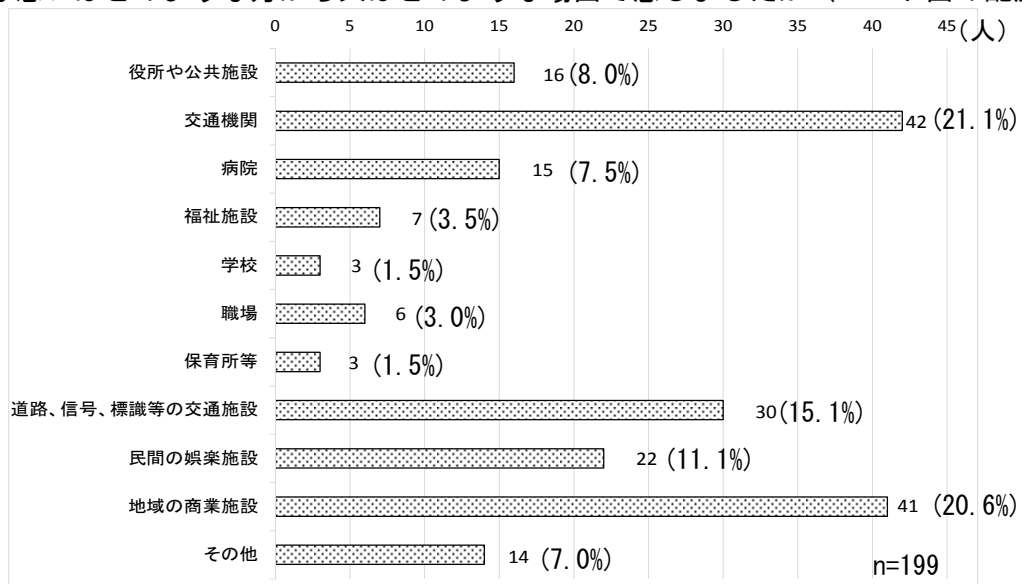
①あなたは日頃の生活の中で、障がいを理由とした差別的扱い（虐待、施設・設備の未整備、配慮の欠如を含む）をされ、いやな思いをしたことがありますか（1つ回答）



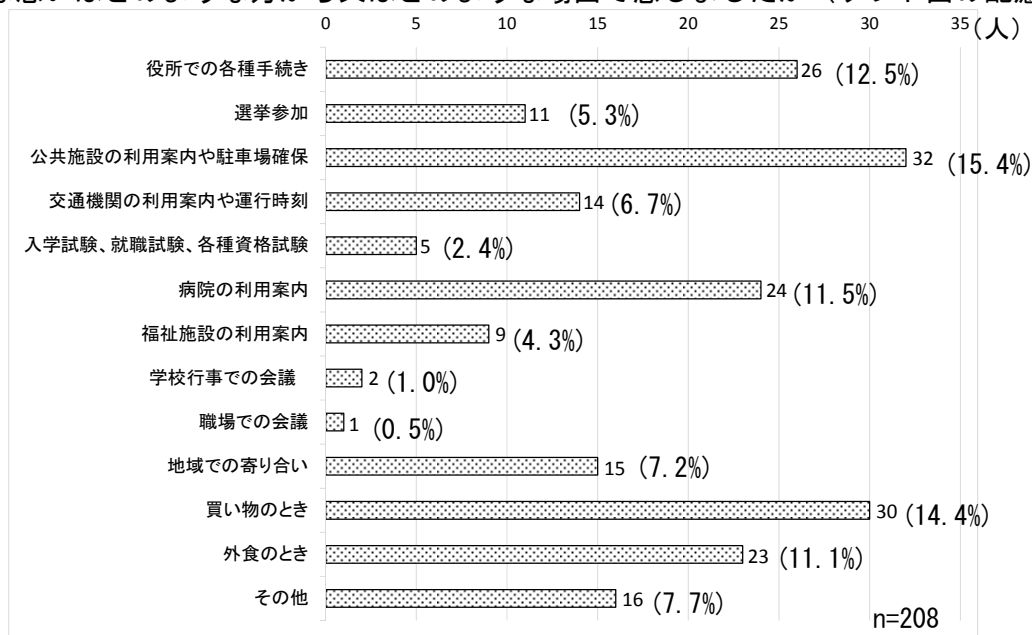
②嫌な思いはどのような方から又はどのような場面で感じましたか（人的差別）



③嫌な思いはどのような方から又はどのような場面で感じましたか（ハード面の配慮）



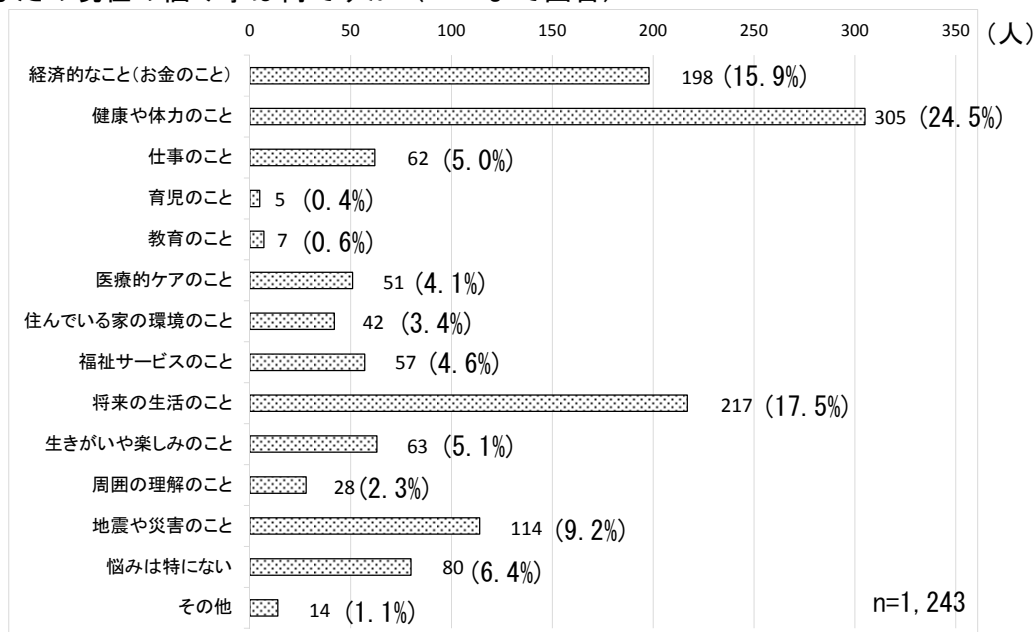
④嫌な思いはどのような方から又はどのような場面で感じましたか（ソフト面の配慮）



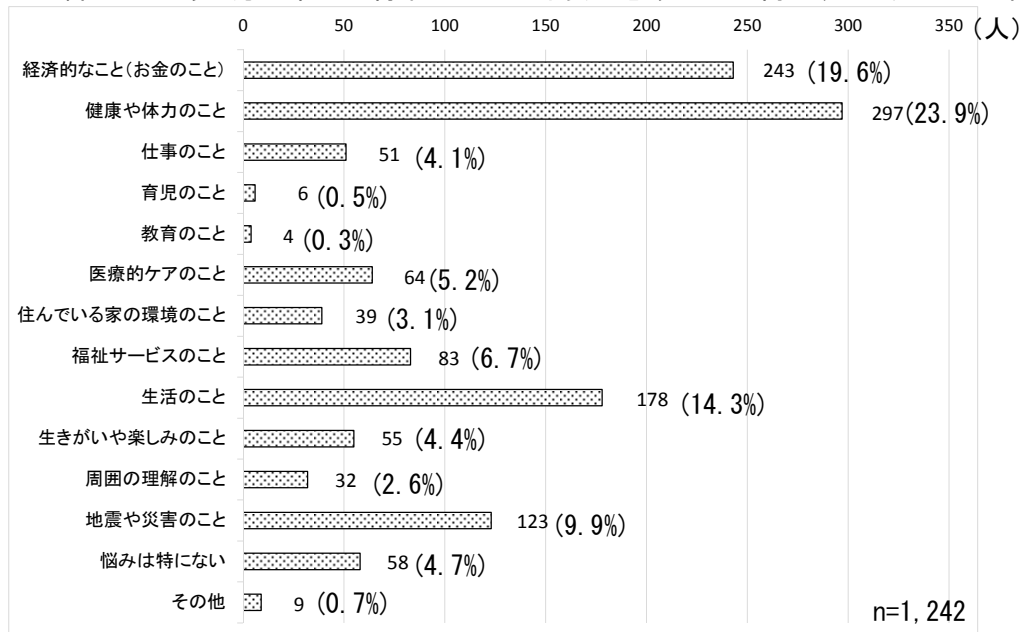
悩み事、困り事

現在の悩み事は、「健康や体力」が全体の約24%、次いで、「将来の生活のこと」が約17%となっており、将来についての不安は、同様に「健康や体力」が全体の約23%ですが、次いで、「経済的なこと（お金）」への不安が約19%となっております。

①あなたの現在の悩み事は何ですか（3つまで回答）



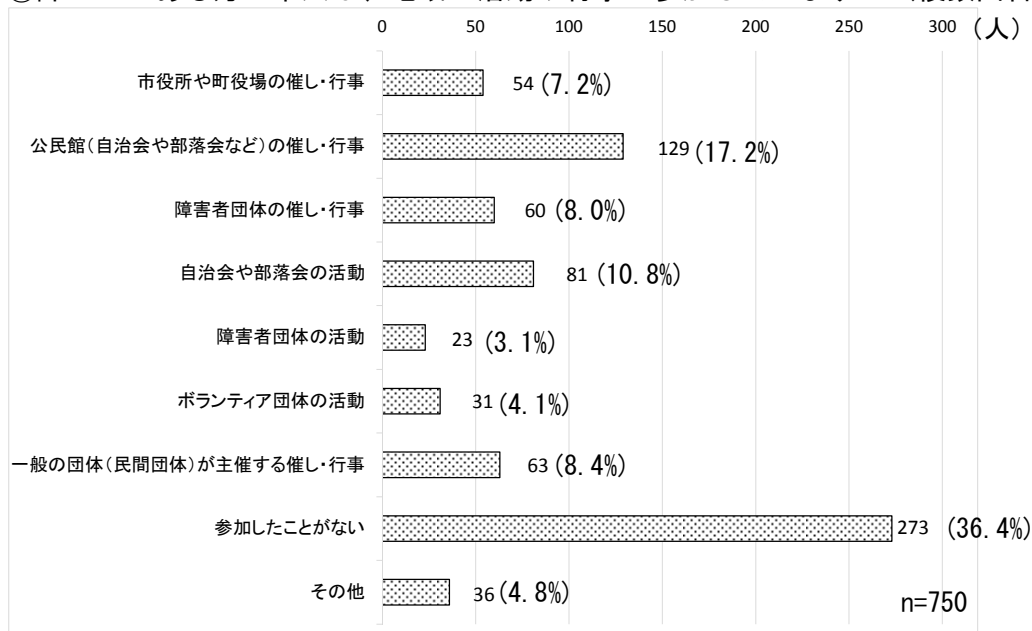
②あなたが障がいのある方ご本人の将来について不安に思うことは何ですか（3つまで回答）



**共生社会（社会参加）**

地域の活動や行事への参加状況は、「参加したことがない」が全体の約36%となっています。

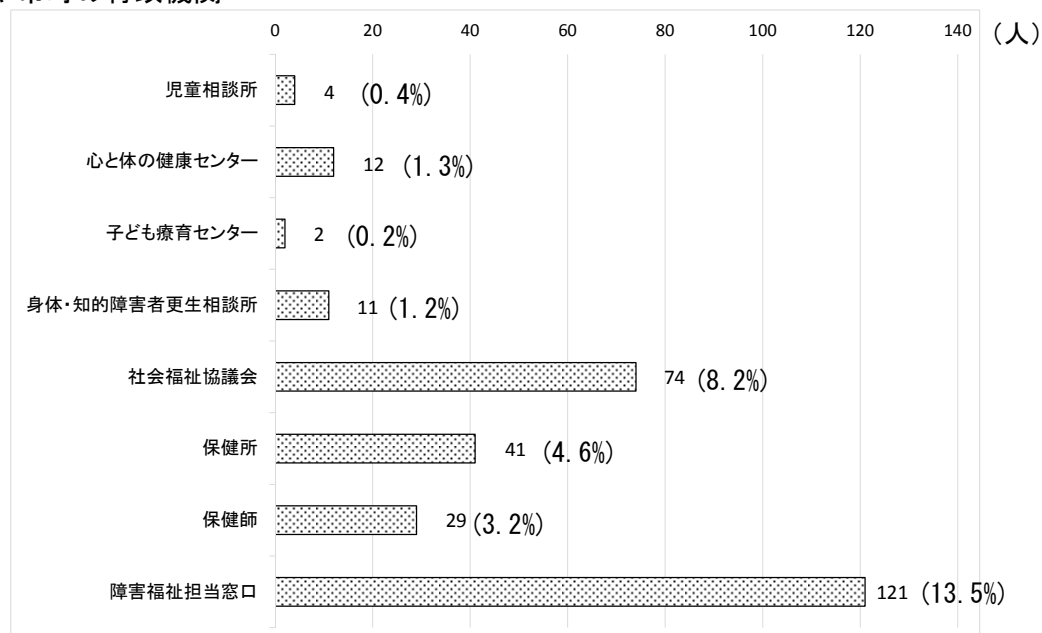
①障がいのある方ご本人は、地域の活動や行事に参加していますか（複数回答）



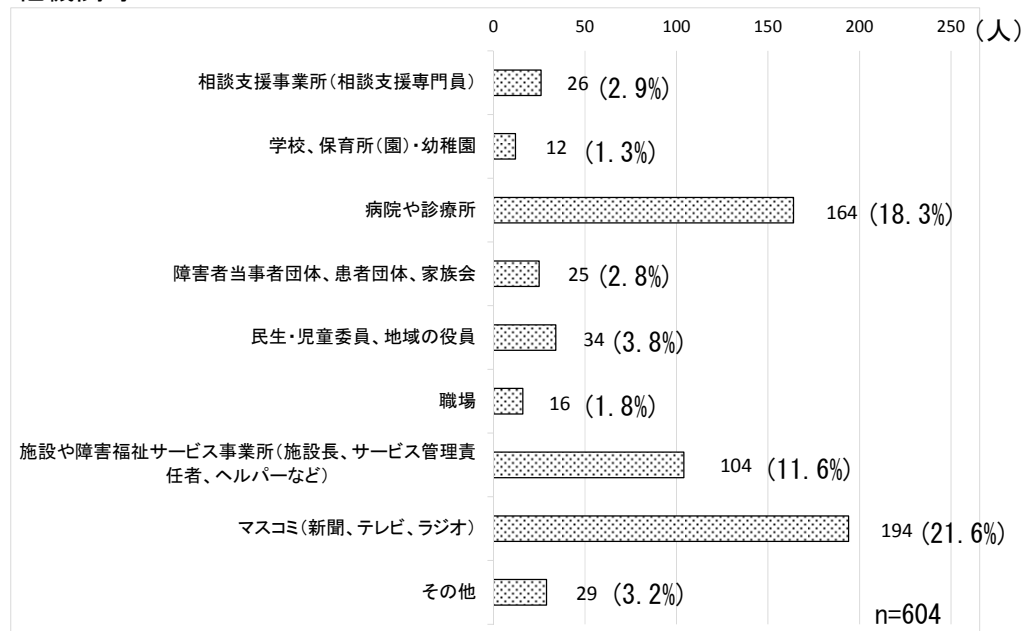
## 情報提供・取得

生活や福祉の情報取得の状況は、「マスコミ」からの情報取得が全体の約21%、次いで、「病院や診療所」が約18%となっています。また、取得媒体は、「テレビ」が約26%、「広報誌」が約23%、「新聞」が約20%となっています。

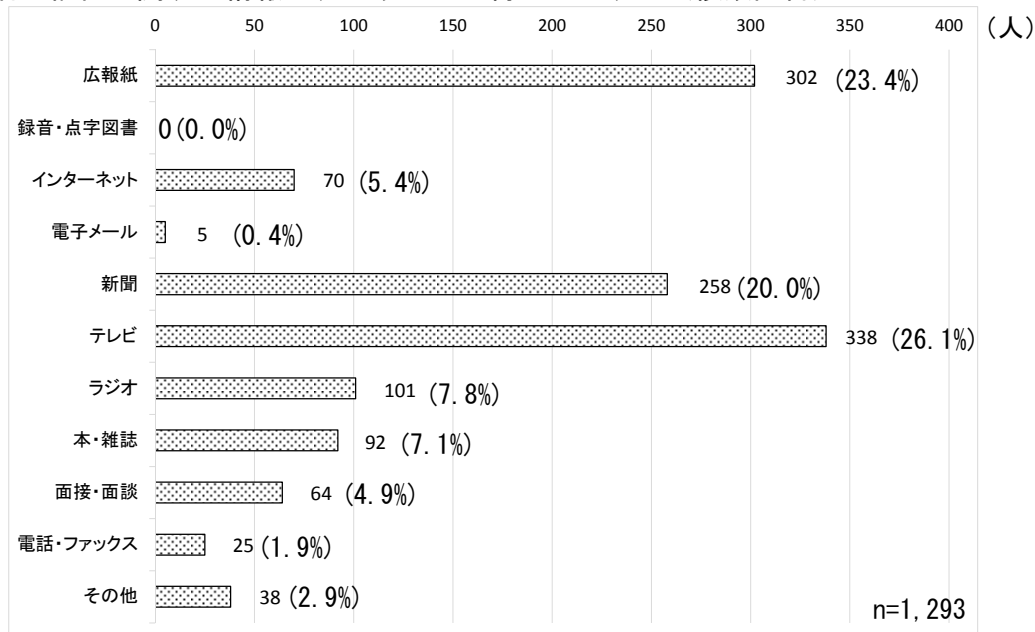
①あなたが日頃必要としている生活や福祉に関する情報は、どこが発信する情報ですか（複数回答）  
○県や市町の行政機関



○その他機関等



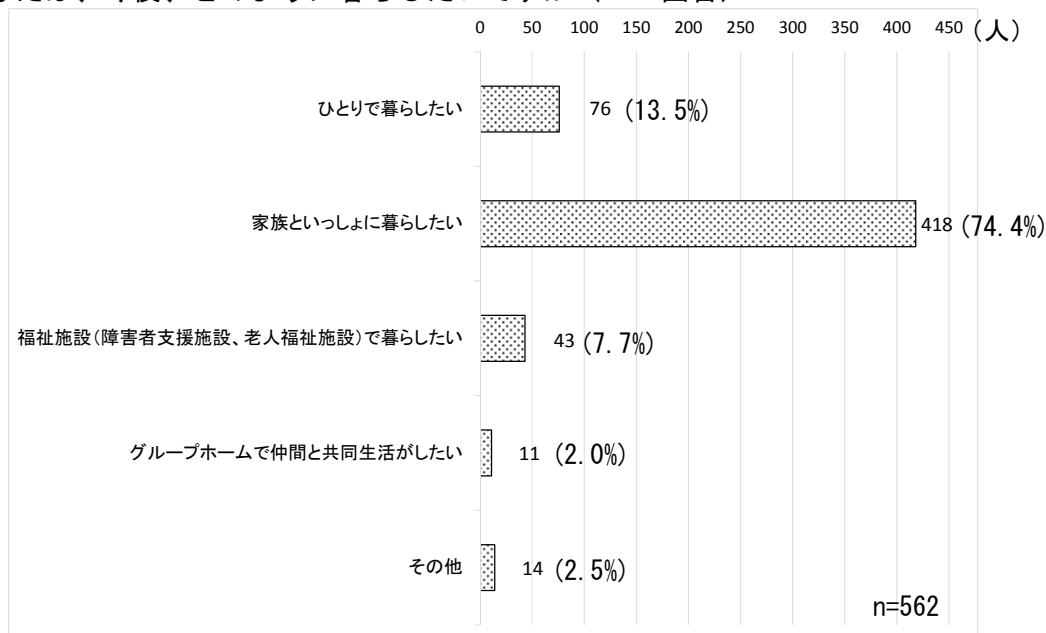
②生活や福祉に関する情報は、どうやって得ていますか（複数回答）



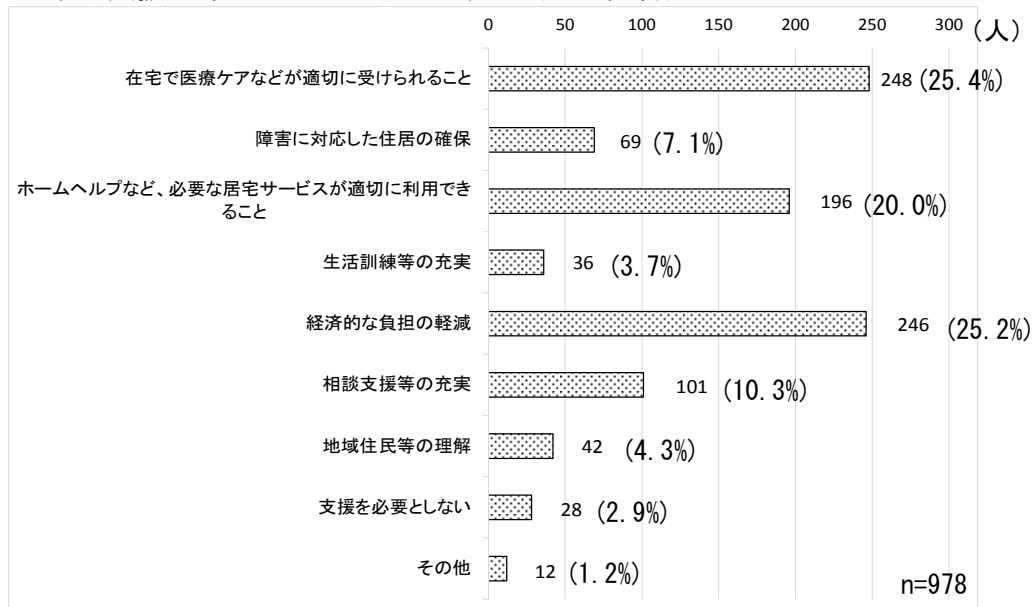
生活環境（安心した生活）

今後の暮らし方についての意向は、どのように暮らしたいかは、「家族といっしょに暮らしたい」が全体の約74%で、その際にどのような支援を望んでいるかは、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」と「経済的な負担の軽減」が約25%づつとなっています。

①あなたは、今後、どのように暮らしたいですか（1つ回答）



②どのような支援があればよいと思いますか（3つ回答）

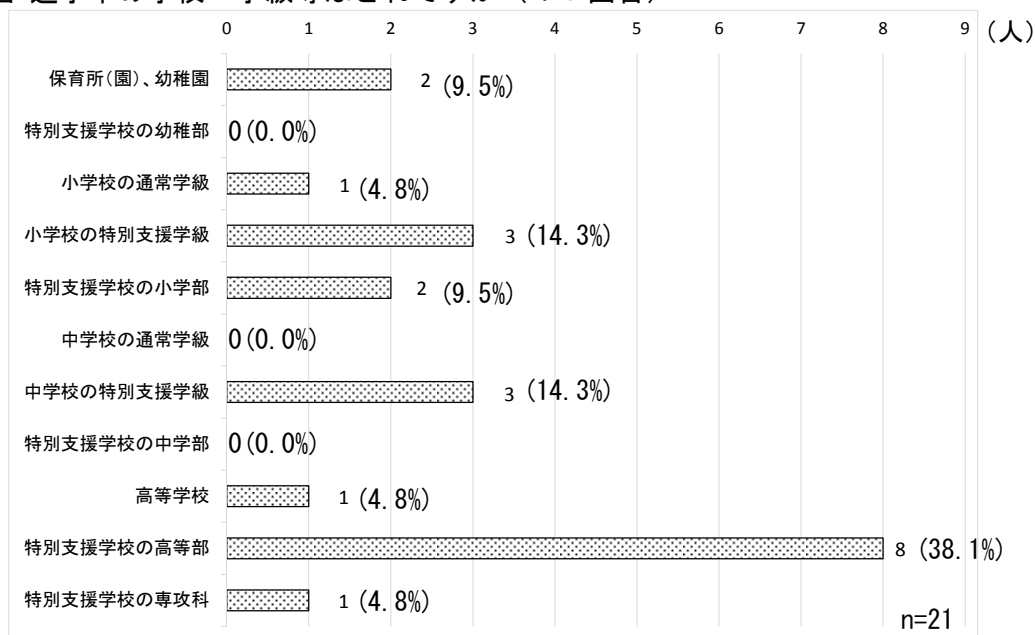


療育・保育・教育

回答者は、特別支援学校の高等部が8人、中学校の特別支援学級が3人、小学校の特別支援学級が3人、その他となっています。療育・保育に求めるものは、「日常のスキルを身につけるサポート」と「経済的な支援」が10人ずつ回答しています。また、今後の保育や教育に必要とおもっていることは、「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」が11人回答しています。

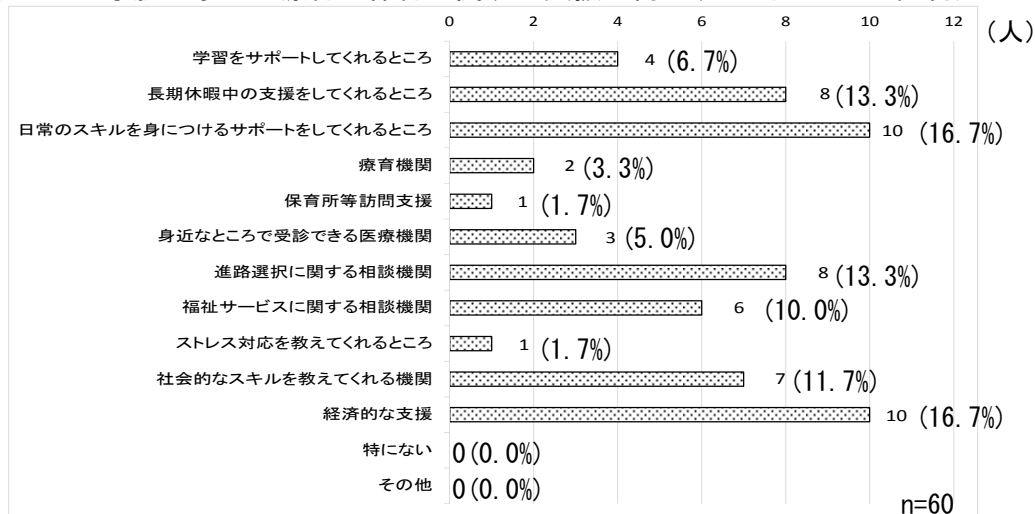
休暇や放課後の過ごし方は、「自宅でテレビなどを観て過ごす」が全体の約44%、次いで、「習い事や趣味を行っている」が約16%となっています。

①通園・通学中の学校・学級等はどれですか（1つ回答）

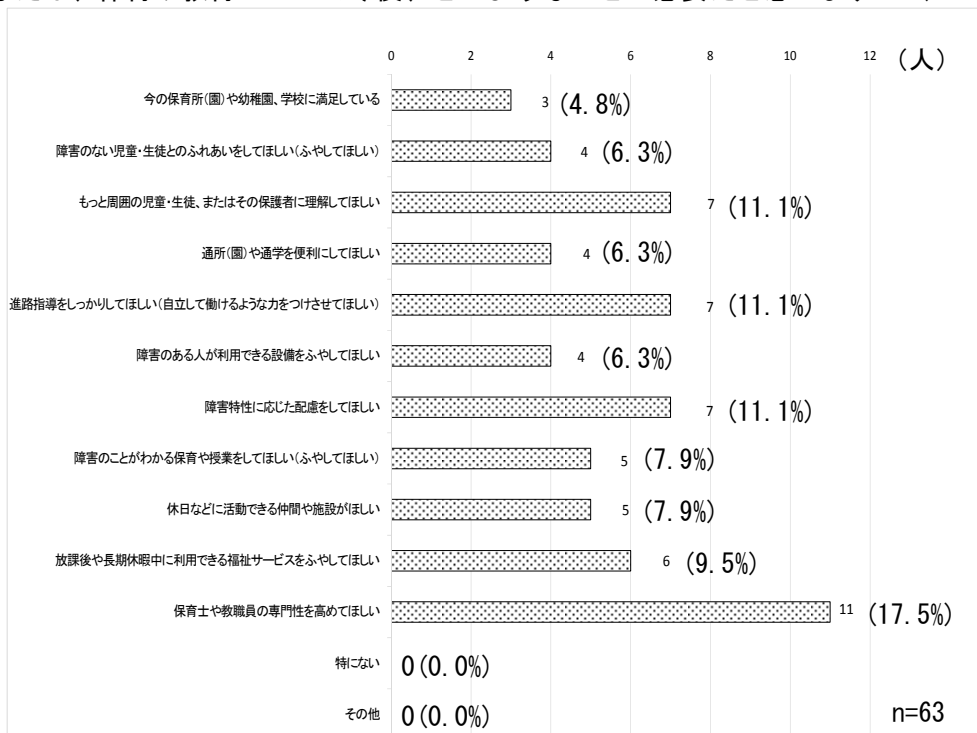




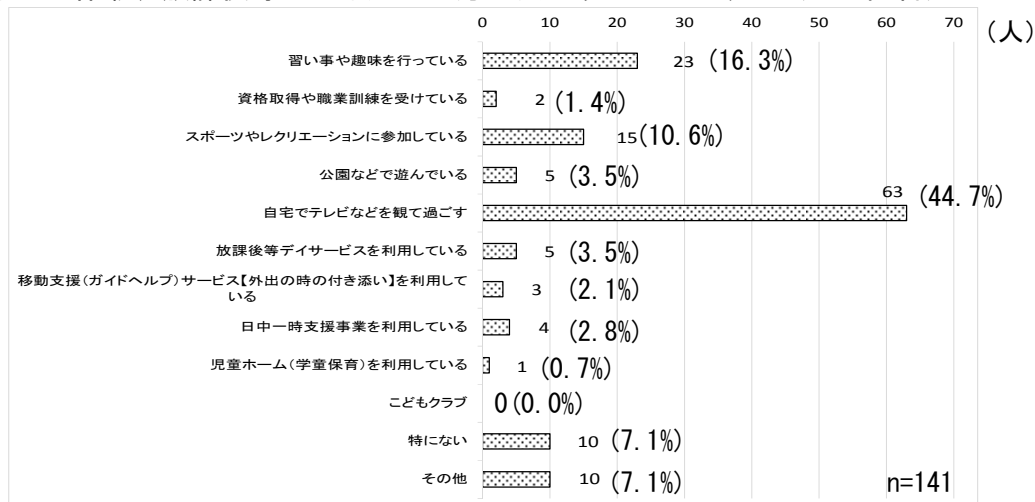
②あなたやご家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか（4つまで回答）



③あなたは、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか（4つまで回答）



④あなたの休暇、放課後等の主な過ごし方は次のうちどれですか（3つ回答）



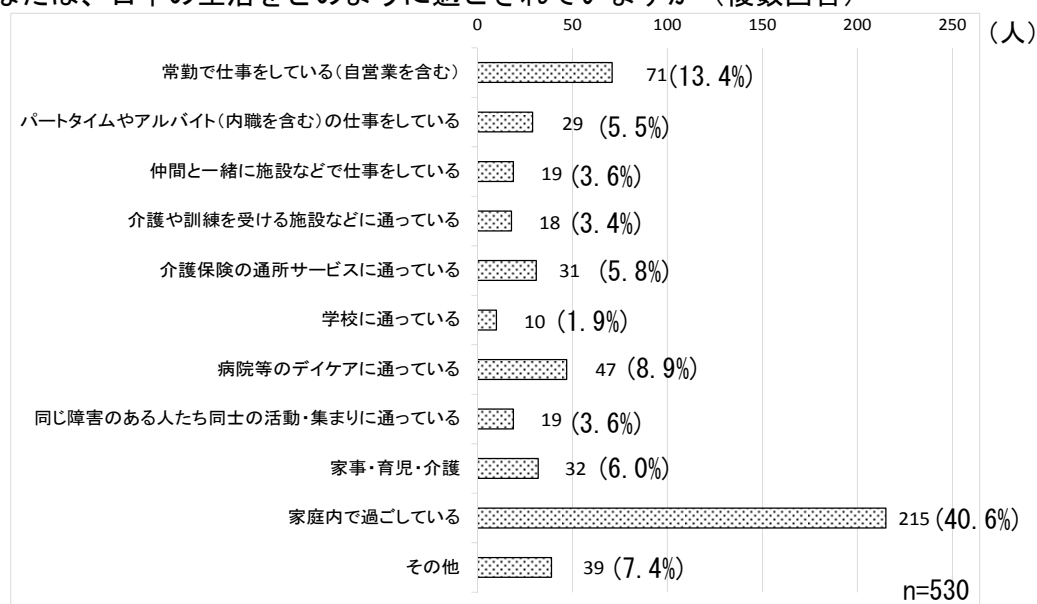
## 就 労

日中の生活状況は、「家庭内で過ごしている」が全体の約40%、次いで、「常勤で仕事をしている」が約13%となっています。常勤者の仕事の内容は、「作業系の仕事」が約31%となっています。仕事の見つけ方は、「直接自分で探した」が約28%となっています。

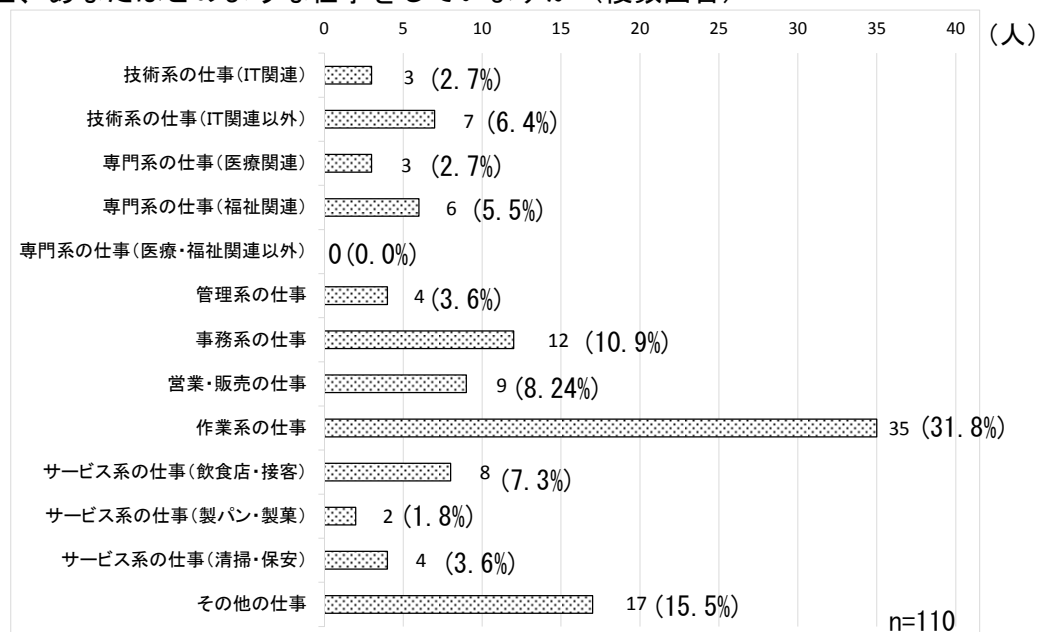
また、仕事をしていない理由は、「年齢のため」が約37%、次いで、「障害などでできる仕事がない」が約23%となっています。将来就職したいと考えている人は、一般就労を約70%望んでいます。業種については、「わからない」と考えている人が約27%となっています。

収入状況は、「年金や手当」が全体の約72%となっています。

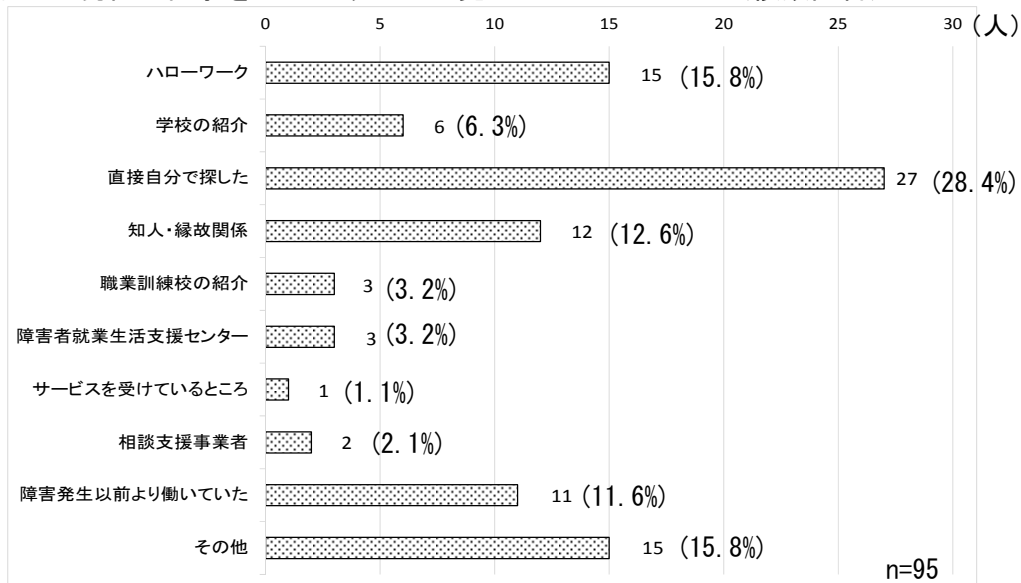
## ①あなたは、日中の生活をどのように過ごされていますか（複数回答）



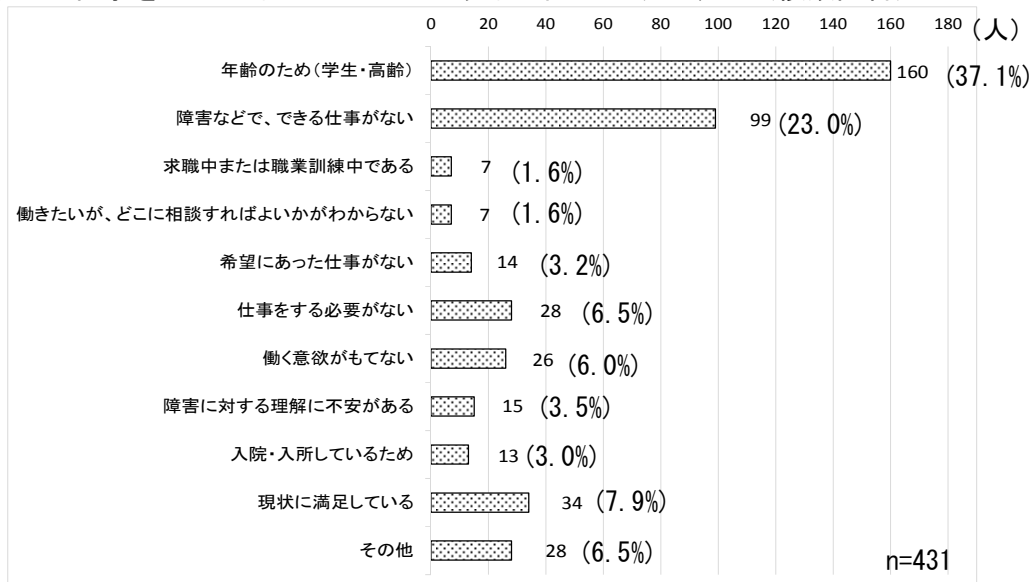
## ②現在、あなたはどのような仕事をしていますか（複数回答）



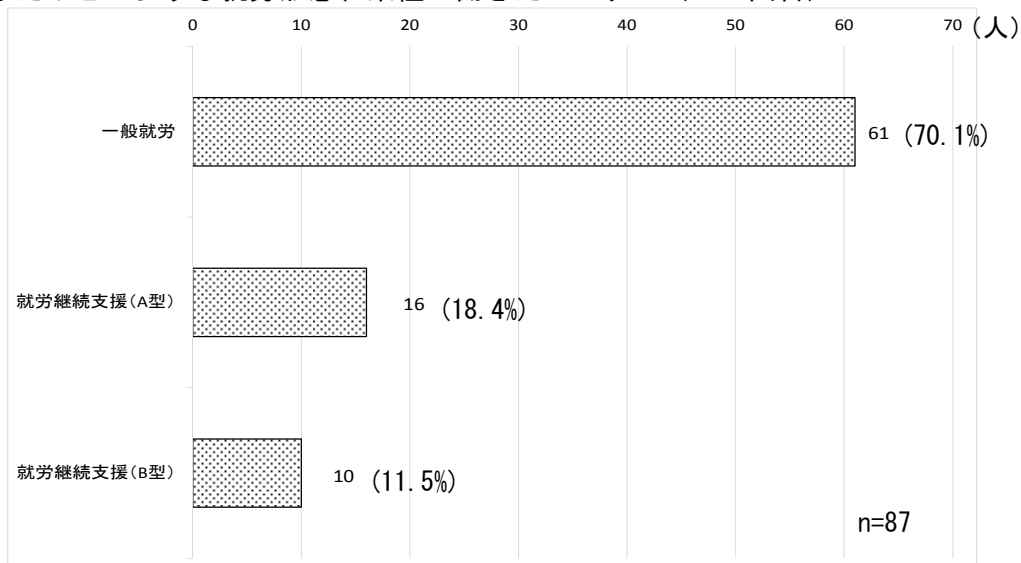
③あなたは現在の仕事をどのようにして見つけれましたか（複数回答）

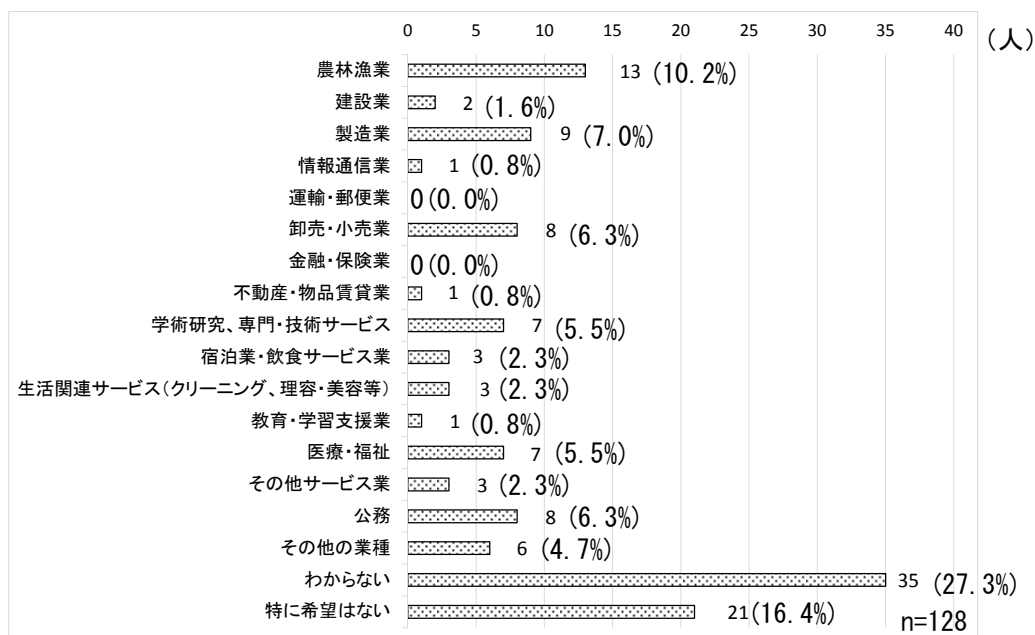


④あなたが仕事をしていないのはどのような理由によりますか（複数回答）

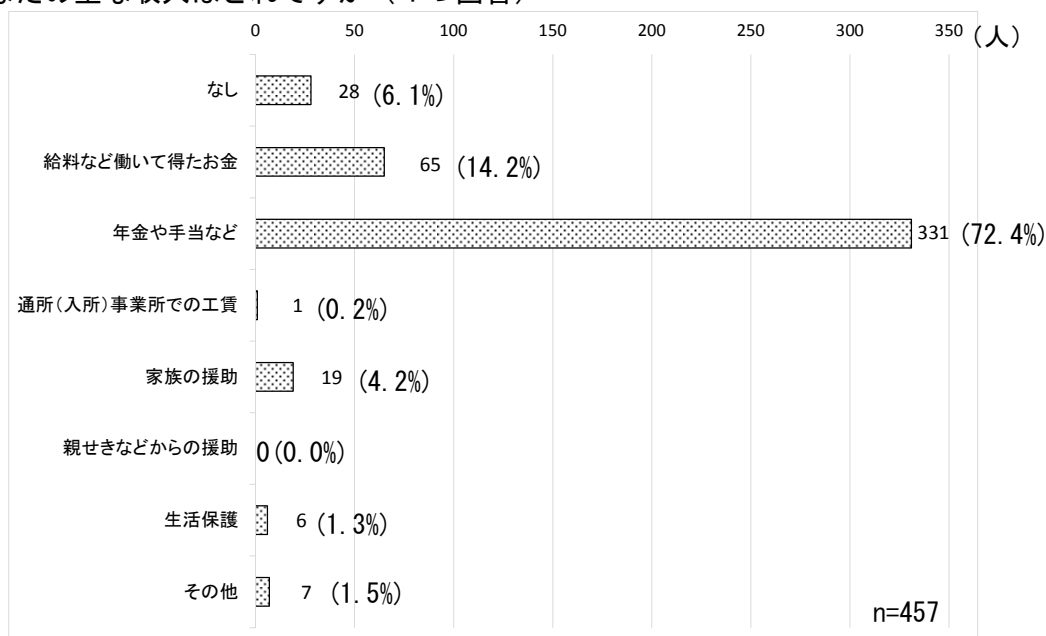


⑤あなたはどのような就労形態、業種で働きたいですか（1つ回答）





⑥あなたの主な収入はどれですか（1つ回答）

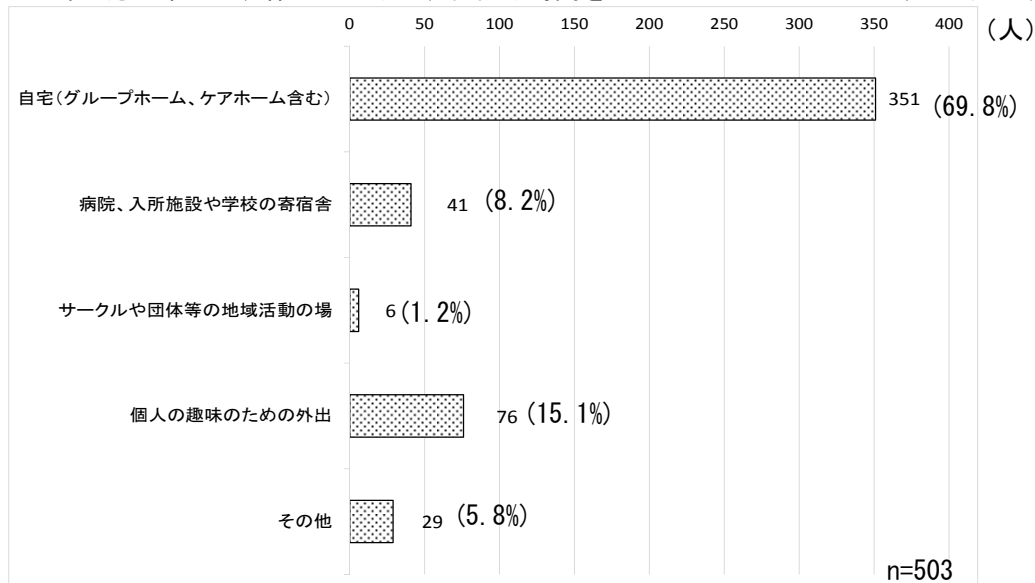


外出等

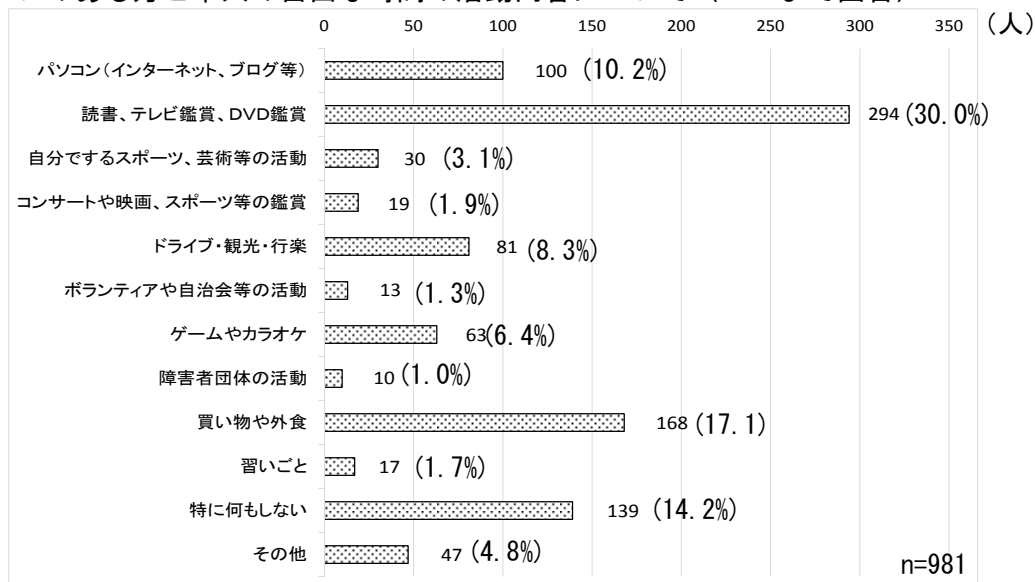
障がいのある方は、自由時間は「自宅（グループホーム等含む）」で過ごす方が、全体の約69%で、「読書、テレビ鑑賞、DVD鑑賞」で過ごす方が約30%となっています。

休日や自由時間に外出する人は少ない状況ですが、外出頻度は、「1週間に3日程度」が約22%、「ほぼ毎日」が約20%となっています。外出は、「一人で外出」が約39%で、移動手段は、「家族・知人が運転する自動車やバイク」が約25%、「自分が運転する自動車やバイク」が約21%となっています。

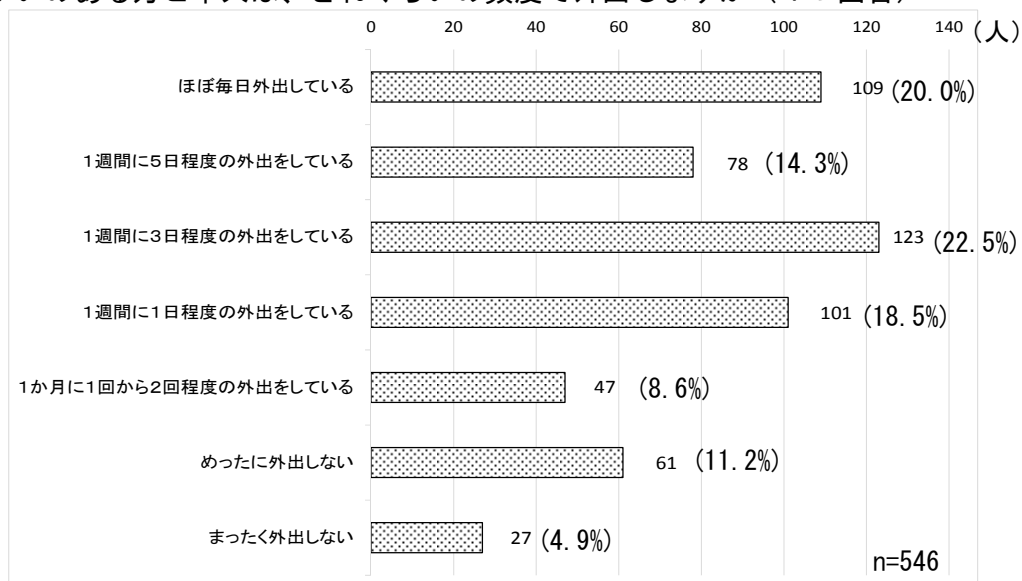
①障がいのある方ご本人は、休みの日など、自由な時間を主にどこで過ごしていますか（1つ選択）



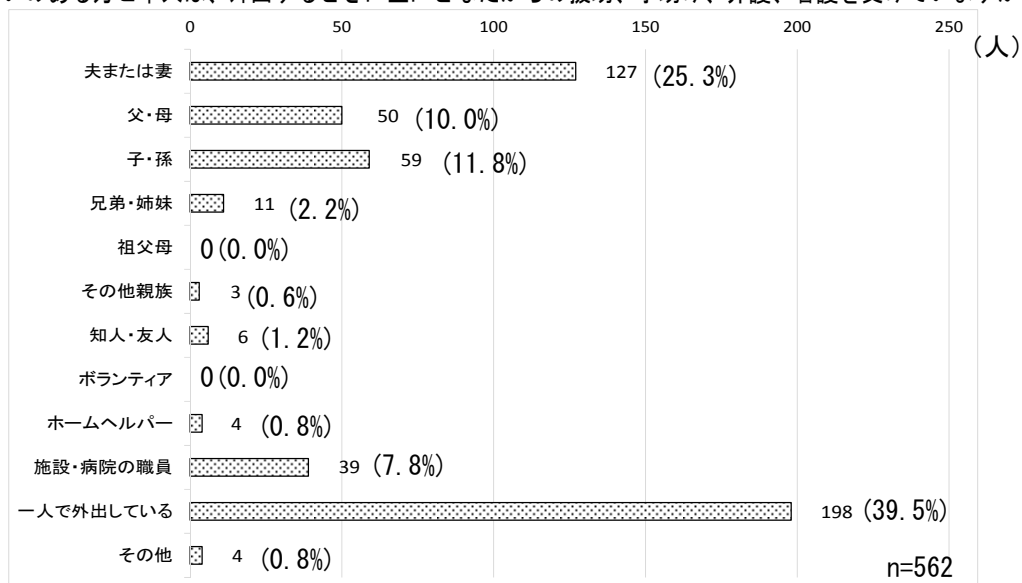
②障がいのある方ご本人の自由な時間の活動内容について（3つまで回答）



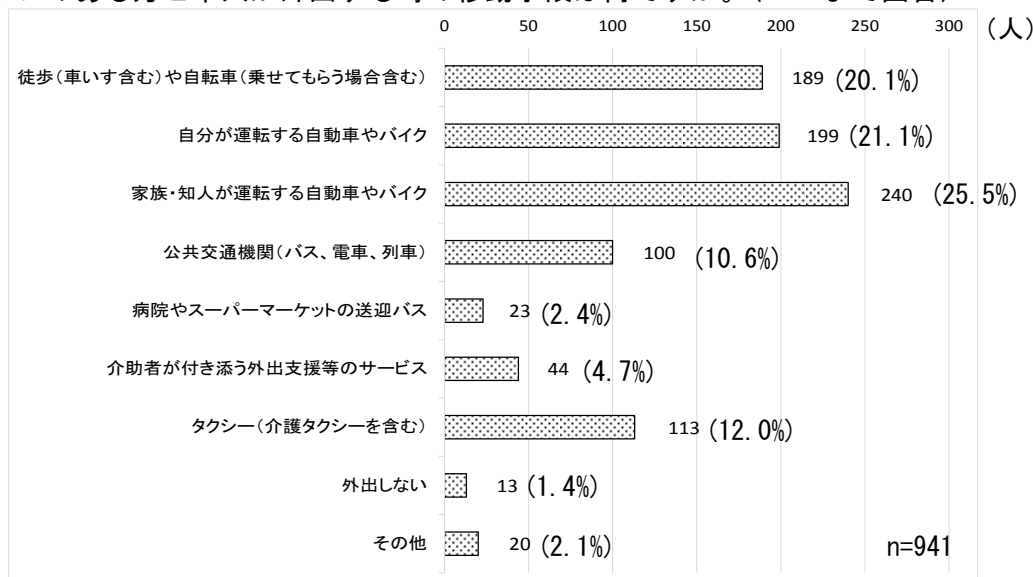
③障がいのある方ご本人は、どれくらいの頻度で外出しますか（1つ回答）



④障がいのある方ご本人は、外出するときに主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか（1つ回答）



⑤障がいのある方ご本人が外出する時の移動手段は何ですか。（3つまで回答）

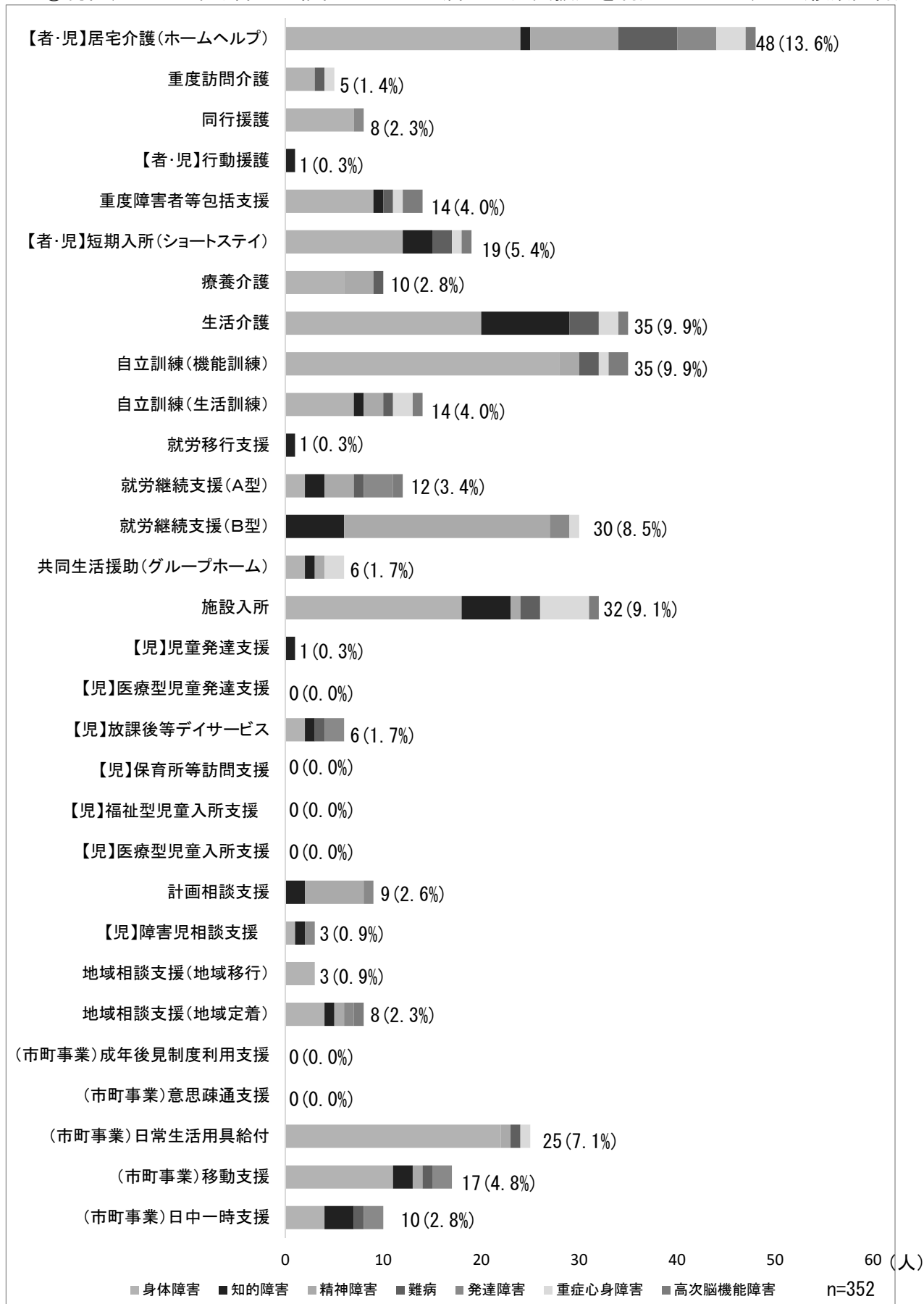


### 障がい福祉サービス等

現在障害福祉サービスを受けている状況は、「居宅介護」が約13%、「自立訓練（機能訓練）」が約9%、「生活介護」が約9%と続いています。利用したいサービスは、「居宅介護」と「自立訓練（機能訓練）」がともに約9%、「移動支援」が約7%と続いています。

また、サービスの提供量は、「ちょうど良い」が約59%、「少ないと感じているが、決定された時間内でなんとかやりくりしている」が約29%となっています。サービスの質は、「ちょうど良い」が約46%、「満足している」が約34%となっています。合わせると約80%となり、満足度は高い状況です。

①現在、どのような障がい福祉サービス（障がい児支援）を利用していますか（複数回答）



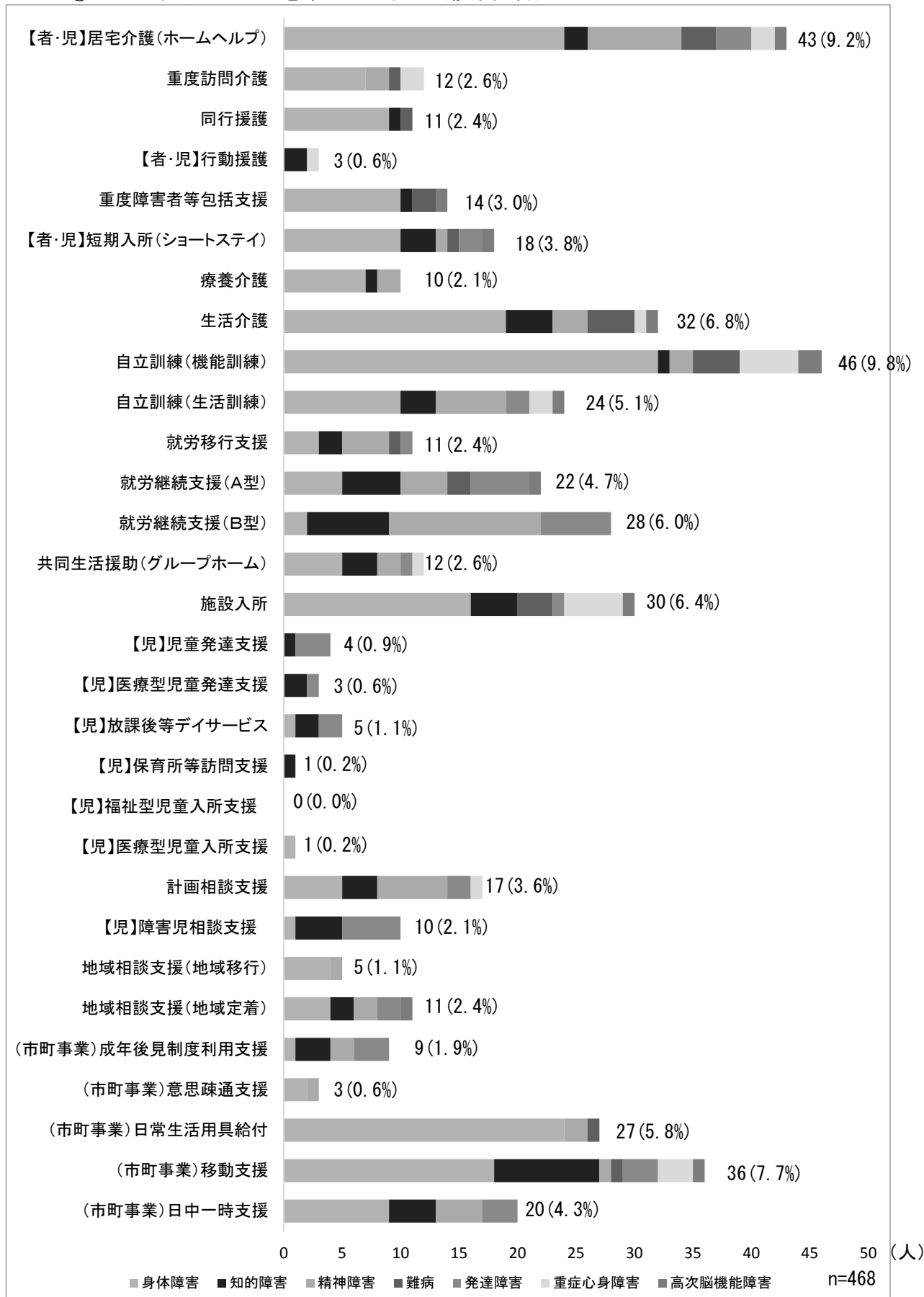
		【者・児】居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	【者・児】行動援護	重度障害者等 包括支援	【者・児】短期入所 (ショートステイ)	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)
		身体障害	人数(人)	24	3	7	0	9	12	6	20
	割合(%)	13.0	1.6	3.8	0.0	4.9	6.5	3.2	10.8	15.1	3.8
知的障害	人数(人)	1	0	0	1	1	3	0	9	0	1
	割合(%)	2.4	0.0	0.0	2.4	2.4	7.1	0.0	21.4	0.0	2.4
精神障害	人数(人)	9	0	0	0	0	0	3	0	2	2
	割合(%)	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	3.9	3.9

		就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	共同生活援助 (グループホーム)	施設入所	【児】児童発達 支援	【児】医療型児童 発達支援	【児】放課後等 デイサービス	【児】保育所等 訪問支援	【児】福祉型児 童入所支援
		身体障害	人数(人)	0	2	0	2	18	0	0	2
	割合(%)	0.0	1.1	0.0	1.1	9.7	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0
知的障害	人数(人)	1	2	6	1	5	1	0	1	0	0
	割合(%)	2.4	4.8	14.3	2.4	11.9	2.4	0.0	2.4	0.0	0.0
精神障害	人数(人)	0	3	21	1	1	0	0	0	0	0
	割合(%)	0.0	5.9	41.2	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		【児】医療型児童 入所支援	計画相談支援	【児】障害児相 談支援	地域相談支援 (地域移行)	地域相談支援 (地域定着)	後見制度利用支援 (市町事業) 成年	意思疎通支援 (市町事業)	日常生活用具給付 (市町事業)	移動支援 (市町事業)	日中一時支援 (市町事業)
		身体障害	人数(人)	0	0	1	3	4	0	0	22
	割合(%)	0.0	0.0	0.5	1.6	2.2	0.0	0.0	11.9	5.9	2.2
知的障害	人数(人)	0	2	1	0	1	0	0	0	2	3
	割合(%)	0.0	4.8	2.4	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	4.8	7.1
精神障害	人数(人)	0	6	0	0	1	0	0	1	1	0
	割合(%)	0.0	11.8	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0



②どのようなサービスを希望しますか（複数回答）

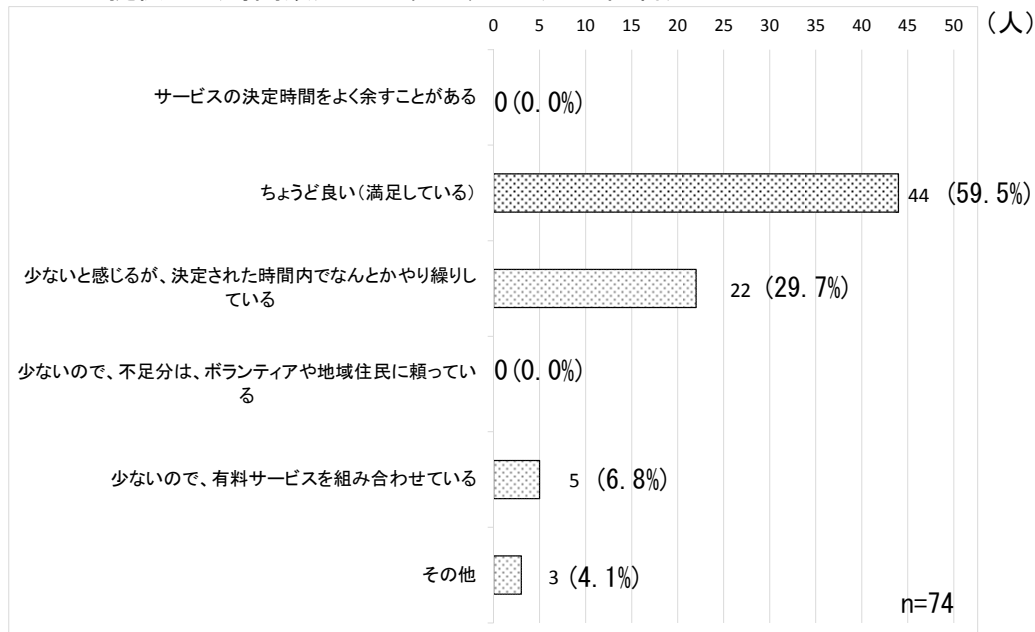


		【者・児】居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	【者・児】行動援護	重度障害者等 包括支援	【者・児】短期入所 (ショートステイ)	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)
		身体障害	人数(人)	24	7	9	0	10	10	7	19
	割合(%)	10.5	3.1	3.9	0.0	4.4	4.4	3.1	8.3	14.0	4.4
知的障害	人数(人)	2	0	1	2	1	3	1	4	1	3
	割合(%)	2.9	0.0	1.4	2.9	1.4	4.3	1.4	5.7	1.4	4.3
精神障害	人数(人)	8	2	0	0	0	1	2	3	2	6
	割合(%)	12.1	3.0	0.0	0.0	0.0	1.5	3.0	4.5	3.0	9.1

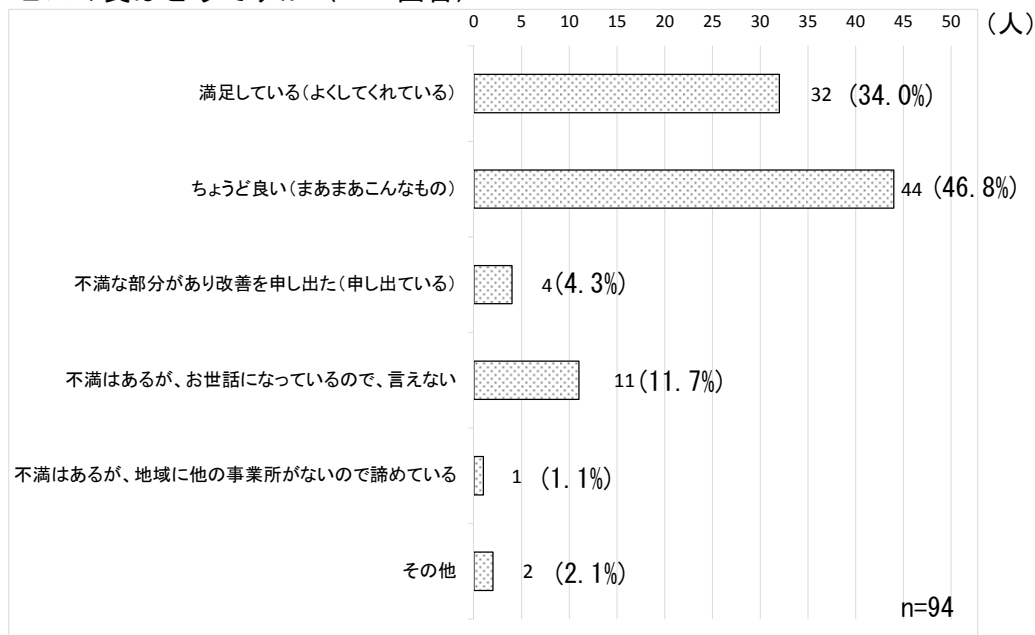
		就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	共同生活援助 (グループホーム)	施設入所	【児】児童発達 支援	【児】医療型児童 発達支援	【児】放課後等 デイサービス	【児】保育所等 訪問支援	【児】福祉型児 童入所支援
		身体障害	人数(人)	3	5	2	5	16	0	0	1
	割合(%)	1.3	2.2	0.9	2.2	7.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
知的障害	人数(人)	2	5	7	3	4	1	2	2	1	0
	割合(%)	2.9	7.1	10.0	4.3	5.7	1.4	2.9	2.9	1.4	0.0
精神障害	人数(人)	4	4	13	2	0	0	0	0	0	0
	割合(%)	6.1	6.1	19.7	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		【児】医療型児童 入所支援	計画相談支援	【児】障害児相 談支援	地域相談支援 (地域移行)	地域相談支援 (地域定着)	後見制度利用支援 (市町事業) 成年	意思疎通支援 (市町事業)	日常生活用具給付 (市町事業)	移動支援 (市町事業)	【市町事業】 日中一時支援
		身体障害	人数(人)	1	5	1	4	4	1	2	24
	割合(%)	0.4	2.2	0.4	1.7	1.7	0.4	0.9	10.5	7.9	3.9
知的障害	人数(人)	0	3	4	0	2	3	0	0	9	4
	割合(%)	0.0	4.3	5.7	0.0	2.9	4.3	0.0	0.0	12.9	5.7
精神障害	人数(人)	0	6	0	1	2	2	1	2	1	4
	割合(%)	0.0	9.1	0.0	1.5	3.0	3.0	1.5	3.0	1.5	6.1

③サービスの提供量（時間数）はどうか（1つ回答）



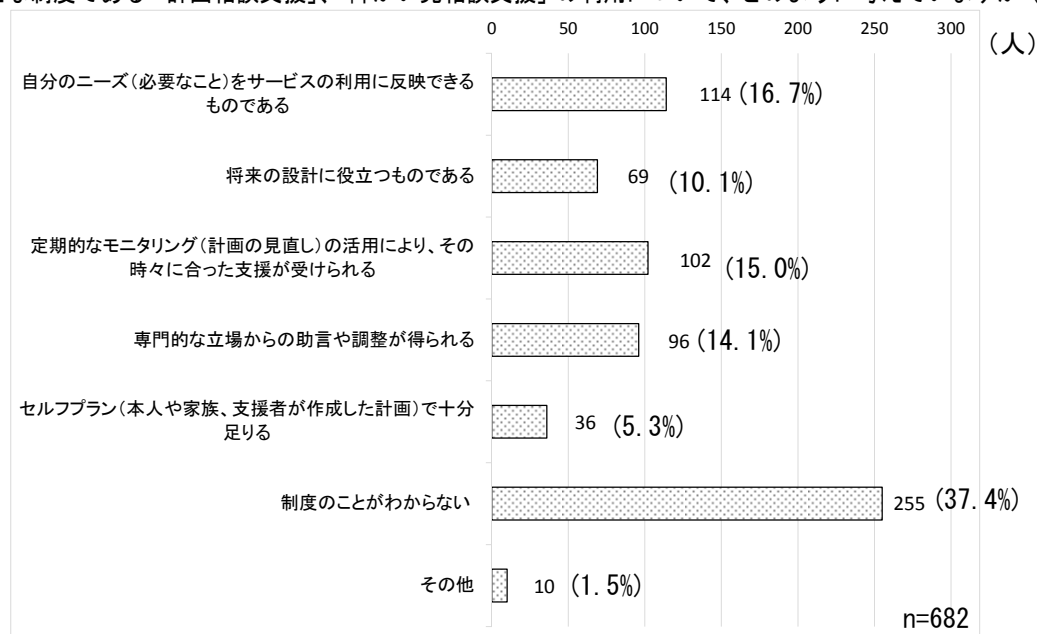
④サービスの質はどうか（1つ回答）



## 相談支援

計画相談支援と障害児相談支援の利用については、「制度の事を知らない」が約37%となっています。

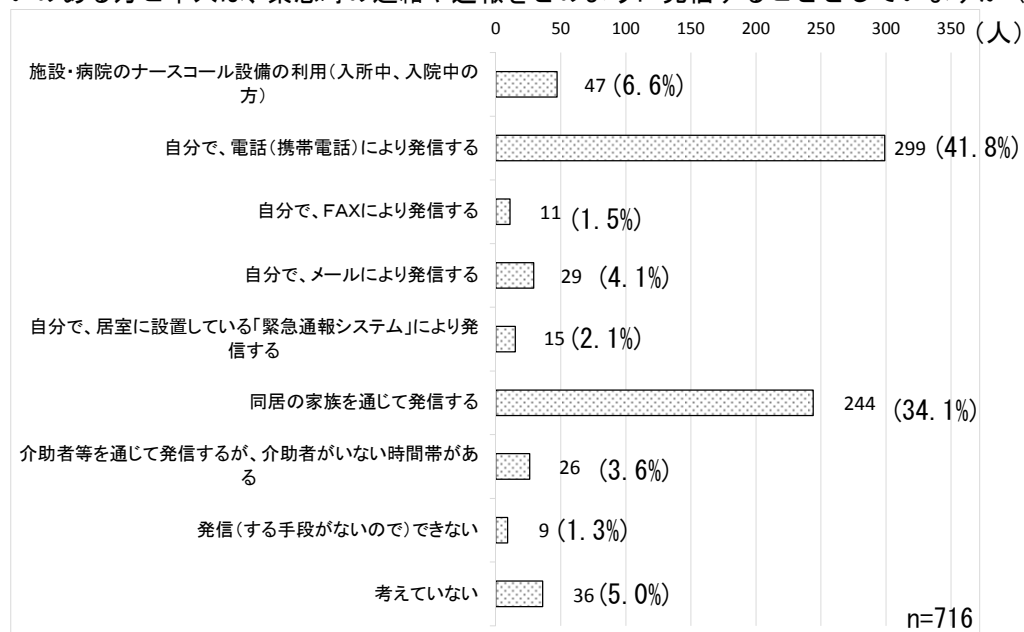
①新たな制度である「計画相談支援」、「障がい児相談支援」の利用について、どのように考えていますか（複数回答）



## 防犯・防災（緊急通報）

緊急時の連絡手段は、「自分で電話（携帯電話）により発信する」が約41%、次いで、「同居の家族を通じて発信する」が約34%となっています。

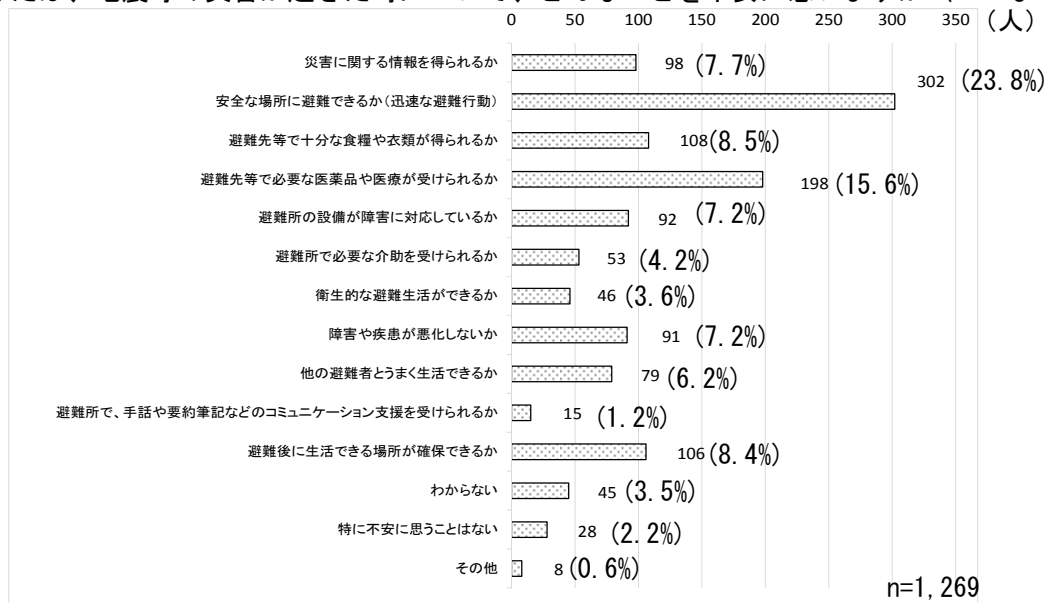
①障がいのある方ご本人は、緊急時の連絡や通報をどのように発信することとしていますか（複数回答）



## 防犯・防災（震災対応）

地震等の災害時に不安に思うことについては、「安全な場所に避難できるか」が約23%となっています。

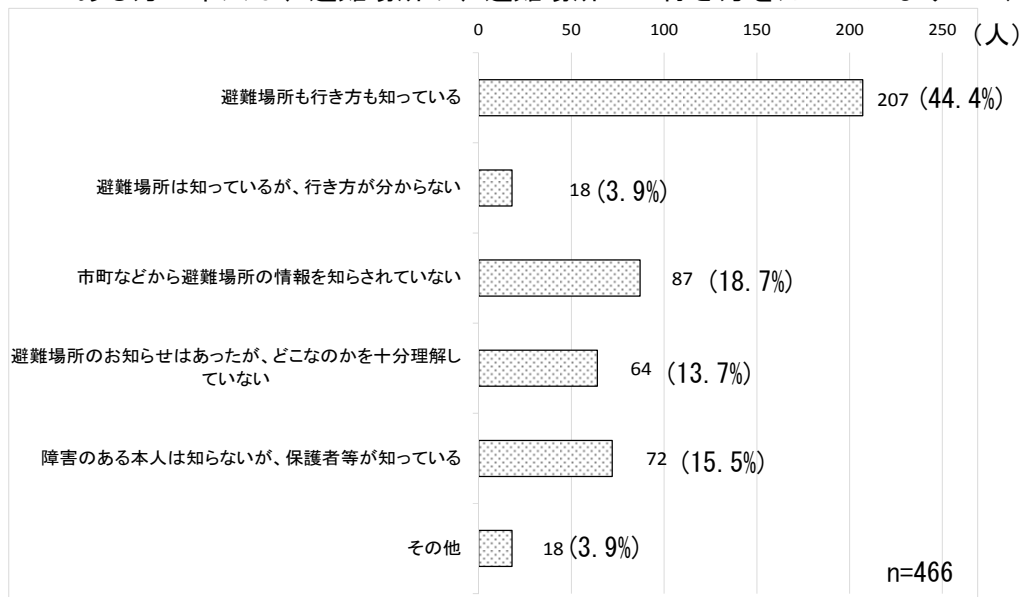
①あなたは、地震等の災害が起きた時について、どんなことを不安に思いますか（3つまで回答）



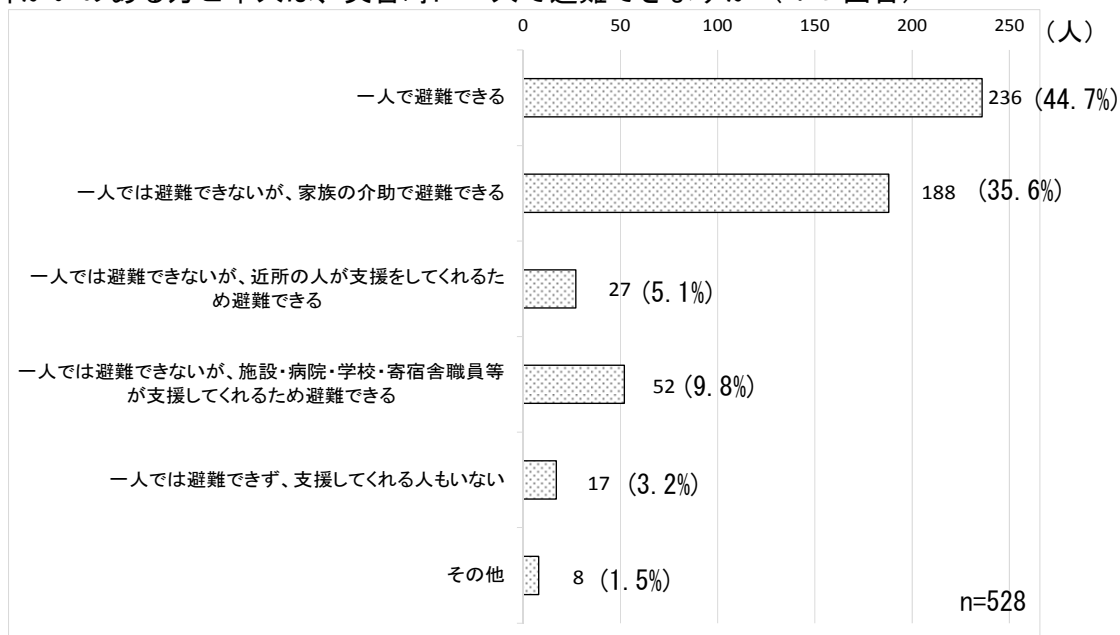
## 防犯・防災（避難対策）

避難場所や避難場所への行き方の認識は、「避難場所も行き方も知っている」が約44%となっています。一人で避難できるかについては、「一人で避難できる」が約44%ですが、「家族の介助が必要」が約35%となっています。

①障がいのある方ご本人は、避難場所や、避難場所への行き方を知っていますか（1つ回答）



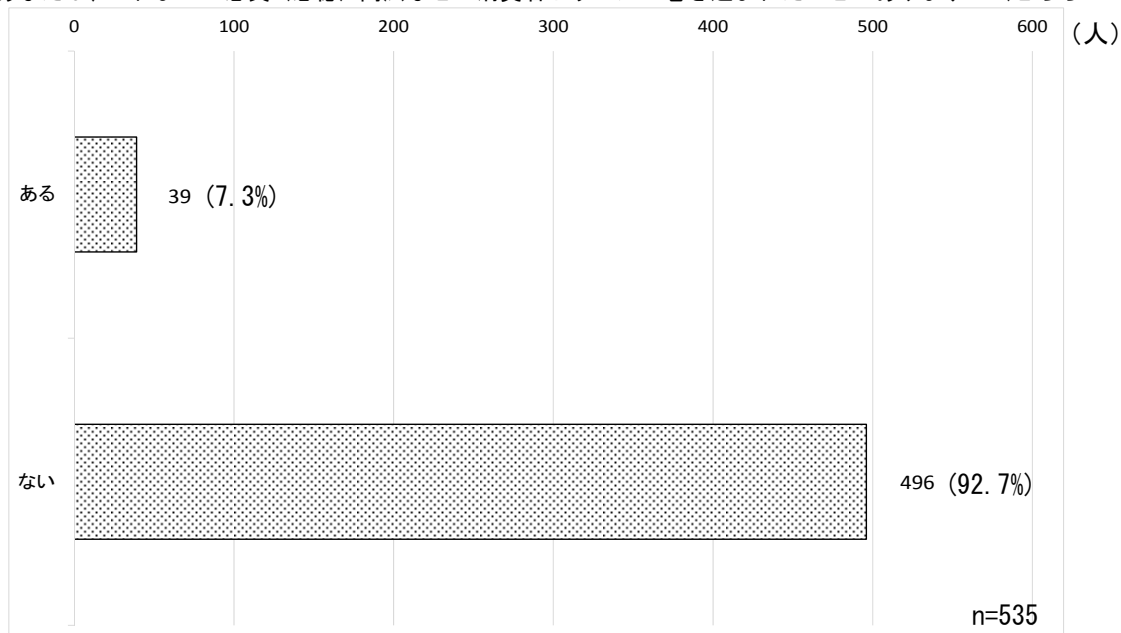
②障がいのある方ご本人は、災害時に一人で避難できますか（1つ回答）



防犯・防災（消費者被害）

消費者トラブルに巻き込まれた経験は、「ない」が約92%、「ある」が約7%となっています。

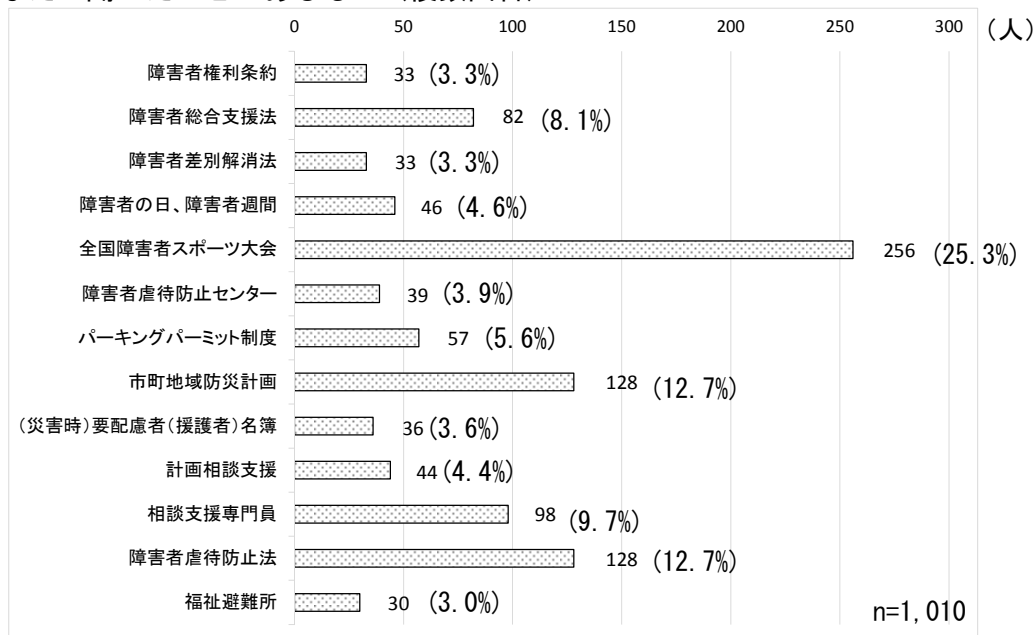
①あなたは、これまでに悪質（悪徳）商法などの消費者トラブルに巻き込まれたことがありますか（どちらかに回答）



## 障がい福祉施策等の認知

障がい福祉施策等の制度認知については、「全国障害者スポーツ大会」が約25%、次いで「市町地域防災計画」と「障害者虐待防止法」が約12%となっています。反対に認知が少ないものが、「福祉避難所」で約3%となっています。

①あなたが聞いたことがあるもの（複数回答）



## 5 ヒアリング調査結果

### (1) ヒアリング調査の概要

#### ①調査目的

障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定にあたり、砥部町の障がい福祉のニーズや課題を整理し、計画策定の基礎資料とすることを目的としたヒアリング調査を実施しました。

#### ②調査対象

調査対象者は、障害福祉団体、障害福祉サービス提供事業者を選定しました。

#### ③実施の状況

区分	団体・事業者名
障がい福祉関係者	砥部町精神障害者地域家族会
	とべ・ひびき会
	砥部町手をつなぐ育成会
	砥部町社会福祉協議会
	指定障害者支援施設希望ヶ丘

### (2) ヒアリング調査結果の概要

#### ■障がいのある方への地域の理解について

- ・地域の理解は進んではいるが、まだ十分ではないとの意見が多く、その対応策として、まず、どこに相談窓口があるのかの周知を徹底する。そのためのパンフレットを作成し、各戸へ配布する。

#### ■現在の問題点

- ・相談支援員のマンパワー不足である。人件費等で換算すると130件程度は担当しないといけませんが、それでは利用者に対し十分な支援ができない。現在50件程度の担当でも時間に追われている。
- ・複合的な問題を抱えている人やその他の相談内容について、悩んだ時に、支援員自身が相談をする場所や人が少なく、また相談時間も確保が難しい。
- ・各機関とも多忙のため、相談出来にくく、連携が充分取れていない。
- ・新規加入の会員がなく、会の維持・運営が難しく、従来の活動を継続していくのが精一杯である。
- ・一般就労を推進しているが、就労先がなく支援体制も整っていない。また雇用関係は、精神障がい者や身体障がい者の方からの相談が多い。  
※精神障がい者は金銭関係の相談が多い。



- ・ほとんどの障がい児が一人で外出できないため、休日は家で過ごしていることが多い。
- ・生活介護、放課後等デイサービスが町内にない。
- ・障がい者の利用できる施設が少ない。
- ・手話通訳、要約筆記者不足である。
- ・補聴器の調整できる施設が県内2箇所しかなく不便である。
- ・介護サービスを安易に受ける人が見受けられる。
- ・グループホームとケアホームの一元化で、介護が必要な割合が大きくなってきたが、人材不足である。また、小さな施設では、24時間介護は限界がある。
- ・地域生活への移行や施設入所者数削減目標を国が示しているが、障害者支援施設も地域生活を保障する場であり、地域生活と捉えていくべきである。

## 6. 砥部町の障がい者を取り巻く課題

### (関係機関の連携・啓発)

- ・みんなが当事者意識を持って活動に参加する仕組み、体制づくり
- ・相談支援連絡会に地域の方（区長さん等）の参加や、行政・保健センター、各事業所の参加の促進
- ・学校、地域、企業での勉強会を継続的に実施

### (相談支援)

- ・相談員の確保と人材育成

### (行政支援・経済的支援)

- ・報酬算定方法の見直し
- ・日常生活用具給付の金額の見直し
- ・介護サービスを受けない障がい者や高齢者に還付金を出すことで、介護保険に頼らない生活と予防治療の意識の向上
- ・補聴器や高額な体外プロセッサの助成（全国統一が望ましい）

### (自立支援)

- ・社会的入院をしている人の地域の受け皿づくり
- ・一般就労等への企業の受け皿づくり
- ・就労できない人の将来の不安に対する対応
- ・余暇活動の充実

### (人材育成)

- ・手話通訳、要約筆記者の育成
- ・専門職員の人材確保

### (その他)

- ・聴覚障がい者は防災無線放送が聞こえないため、災害時はFAX等が必要

### 第3章 計画の基本的方向



## 第3章 計画の基本的方向

### 1 計画の基本理念

#### (1) 計画の基本理念は、「ノーマライゼーション」

障害者計画及び第2期障害福祉計画では、単なる社会的弱者に対する福祉サービスの充実ではなく、地域に暮らすだれもが住み慣れた地域で、健康で安心して末永く生活できる社会を実現できることをめざして、障害の有無にかかわらず、地域においてお互いを尊重し合い、ともに生活し活動できる社会づくりを実現していくため、『ノーマライゼーション』を、その基本理念と定めました。障害者計画及び第3期障害福祉計画でも引き続き、『ノーマライゼーション』を基本理念として定めました。

こうしたことを踏まえ、障害者計画及び第4期障害福祉計画においても、これまでの基本理念を継承し、障がい者福祉を推進します。

#### (2) 障害者計画及び第3期障害福祉計画の基本理念を継承

### ノーマライゼーション

～ 障がいの有無にかかわらず、  
地域においてお互いを尊重し合い、  
ともに生活し活動できる社会づくりの実現 ～

### 2 計画の基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し合えるような社会においては、障がい者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定に基づき社会のあらゆる活動に参加するとともに、社会の一員として責任を担います。

また、障がい者の社会への参加を実質的なものとするためには、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を取り除くとともに、障がい者が自らの能力を最大限に発揮することができるように支援していくことが必要です。

#### (1) 社会バリアフリー化の推進

- 障がいの有無にかかわらず、住民一人ひとりがその能力を最大限に発揮しながら、安全に安心した生活ができるよう、建物、移動、情報、制度、慣行、心理など、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化に向けた取り組みを推進します。
- 社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、住民やボランティア団体、企業等による取り組みを積極的に支援します。

## (2) 利用者への支援

- 利用者が自らの選択により適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを推進します。
- 地域での自立した生活を支援することに重点をおき、障がい者一人ひとりのニーズに対応し、ライフステージの全段階を通じ、総合的かつ適切な支援を実施していきます。

## (3) 関係機関の連携した総合的かつ効果的な施策の推進

- 地域の実情に即した適切なサービス体制を構築するため、地域との連携・協力を推進します。
- 障がい者施策は多分野にわたる総合的な施策であるため、福祉、教育、保健、医療、労働、生活環境、社会参加、雇用・就業等の関係行政機関相互の連携を強化します。
- 従来、身体障がい・知的障がい・精神障がいと障がい種別ごとにわかれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じサービス水準の均一化を図ります。

## (4) 障がいの特性を踏まえた施策の展開

- 個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切な施策を推進します。

## (5) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

- 障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供基盤を整備します。
- 身近な地域におけるサービス拠点づくりや、自治会活動・ボランティア活動・NPO活動等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

### 3 計画の基本目標

計画の基本的な考え方を踏まえ、基本理念の実現に向けて、次の5つを基本目標として定め、障がい福祉事業を展開していきます。

#### ◆基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防

母子保健事業や高齢者福祉、精神保健対策への取り組みを積極的に進め、心身両面からの健康づくりの推進、障がいの予防と早期発見に努めるとともに、障がいを軽減し、障がい者の社会的な自立を促進するため、医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。

#### ◆基本目標2 障がい児の健やかな発達と教育の充実

障がい児一人ひとりの個性や能力を尊重し、その可能性を最大限に伸ばし生きる力を育ていけるような療育・教育体制づくりに努めます。

また、卒業後に障がい児が、個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、就労等自立を支援する取組みを推進します。

#### ◆基本目標3 障がい者の自立と社会参加の実現

地域における活動への参加や就労等は、社会参加と自己実現の機会として重要なものです。障がい者が、個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、支援体制の充実に努めます。

#### ◆基本目標4 地域における支援体制の整備

障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活していけるよう、日常生活への支援に努めるとともに、地域における生活支援のための施設の充実などを図ります。住民の主体的な地域福祉活動の活性化を図り、地域で障がい者を支援していくための体制づくりを進めます。また、障がいの種類や程度に配慮した情報提供体制の充実を図ります。

#### ◆基本目標5 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

障がいや障がい者に対する心のバリアの解消に努めるとともに、障がいの有無にかかわらずだれもが安心して自由に社会活動ができ、安全に暮らしていけるよう、総合的な福祉のまちづくりを推進します。

## 4 計画の数値目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、「平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減」「平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行」することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

#### 【入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値】

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数(A)	16人	平成25年度末(3月31日)の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	15人	平成29年度末時点の利用人員
①【目標値】 削減見込(A-B)	1人	差引減少見込み数
②【目標値】 地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

### (2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【一般就労移行に関する目標値】

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	2人 ----- 2(倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

### (3) 就労移行支援事業の利用者数

平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成29年度末には6割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【就労移行支援事業に関する目標値】

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	4人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	7人 ----- 175(%)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

### (4) 就労移行支援事業所の割合

平成29年度末において、就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

#### 【就労移行支援事業所に関する目標値】

項目	数値	考え方
【目標】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合(1)/(2)	100%	平成29年度に就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
平成29年4月1日現在の就労移行支援事業所数(2)	1箇所	平成29年4月1日時点の就労移行支援事業所数
平成29年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所(1)	1箇所	平成29年度において4月1日現在の利用者のうち、当該年度中に3割以上が一般就労へ移行した事業所の数





## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 1 施策の展開

#### ◆基本目標1 健康づくりと障がいの発生予防

##### (1) 心身の健康づくりへの支援

###### ①保健事業の充実

###### 【現状と課題】

障がい者の方が現在の生活で困っていることや将来不安に思っていることは、「自分の健康や体力のこと」が最も多く、障がい者にとって、健康や体力の維持・向上は最も切実な問題であり、保健事業の充実が大切です。

障がいにはさまざまな種別があり、障がいを受ける時期も各年代に分散しています。疾病を原因とする障がいの多くは、疾病の早期発見・治療により障がいの予防や程度の軽減が可能になることが考えられています。また、加齢による障がいの発生に対しても、自らが生活習慣を見直し健康づくりを実践していくことにより予防できる場所が大きいと考えられます。

今後とも、妊娠、出産期を含め、乳幼児期から高年期に至るまで一貫した保健サービスが利用できる環境を整え、障がいを早期に発見し、早期治療につなげることができる地域療育支援体制づくりに努めていきます。

###### 【今後の方針】

- 各種健診について、今後は受診対象者への適切な対応を行うとともに、未受診者の把握を行い、受診勧奨を行います。
- 発達障がいのある児童への虐待が多いことから、妊婦や思春期等若い世代への働きかけを行います。
- 関係機関や各専門機関とも連携して障がい児の支援を充実させます。
- 個人ニーズをとらえた支援ができるよう、幼稚園や保育所、その他の関係機関と連携した地域療育体制を整備します。

###### 【具体的な施策】

###### ●全ての世代に一貫した健康づくり

特定健診や健康づくり事業を充実させ、受診者対象の個人のニーズに合った適切な対応を行うとともに、未受診者を把握し、受診勧奨を行います。また、母子保健、学校保健、職域保健、老人保健等の充実と、相互の連帯を図ります。

●高齢化に伴う障がい発生の予防

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業の利用促進を図り、加齢に伴う障がいの発生予防に努めます。

●疾病の早期発見・治療

運動機能障がいや知的障がい、発達障がいのある子どもの早期発見、障がいの進行を未然に防止するために、医療機関での個別検診等の活用を通して、行政と医療機関との連携による障がい児のフォローアップ体制の充実を図ります。

●地域の療育・相談支援体制の充実

保護者等と近隣の人々との子育てに関する情報交換や経験交流、仲間づくりなどの支援体制を整備し、障がい児を地域において療育するための体制の整備を図ります。また、児童相談所や施設等が実施する療育相談事業の充実を図ります。

## ②心の健康づくりへの推進

### 【現状と課題】

平成17年からは自立支援医療の申請窓口が市町村となり、地域で生活する精神障がい者の状況を把握できるようになってきましたが、十分な対応までには至っていません。精神障がい者の人権に考慮することを前提に、保健所や各種関係機関、関係団体等とのネットワークにより、障がいの発生防止や精神疾患及び精神障がい者に対する地域全体の正しい理解の促進に努めることが重要な課題となっています。

また、近年、思春期や青年期のひきこもりが大きな社会問題となっており、今後はすべてのライフステージにおける心の健康づくりへの支援が必要となっています。

### 【今後の方針】

- 各種健診を別日で単独開催とするなど、心理相談の機会増加や、受け入れ対象者数の拡大、一人あたりの実施時間の延長を図ります。
- 幼稚園や保育所、学校現場の先生方など関係機関からのケース紹介による相談に対し、相互に連携を図り、ともに支援する体制を取ります。
- 心の健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気などに関する知識の普及啓発を図るとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業分野等と連携し、相談等のサポート体制の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、できる限り住み慣れた地域で生活が送れるよう支援体制の充実を図ります。

### 【具体的な施策】

●医療体制の整備の充実

子どもが健やかに生まれる環境づくりのために、健康診査や健康・教育相談体制を充実させ、周産期医療体制の整備充実を図ります。また、発達遅延の疑いが生じた乳幼児について、精密検査を実施し、早期療育に努めます。

- **ライフステージに合った心の健康づくりの推進**  
社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴い、神経症、うつ病等の精神疾患が増加していることから、精神保健知識の普及啓発に努めます。
- **社会的入院者・入所者等の地域移行の推進**  
精神科医療機関などの社会的入院者や施設入所者等で地域生活が可能な人に対して、地域移行支援や地域定着支援などの支援事業を推進するとともに、住まいの確保、地域の支援体制づくりに努めます。
- **相談等のサポート体制の周知**  
現在、町ではさまざまな精神保健相談支援を行っており、今後さらに、広報紙への掲載やパンフレットなどの配布により、情報の提供と相談の周知に努めます。

## (2) 健康づくりを支援する医療の充実

### ① 医療・リハビリテーションの充実

#### 【現状と課題】

障がい者の方が健康状態を不安に思う気持ちが強く、保健事業の充実と合わせて、医療・リハビリテーションの充実が求められています。

障がい者が健康状態を保持しながら自立して生活していくためには、専門的な医療やリハビリテーションは非常に重要です。また、疾病と障がいの重複等の理由から定期的に医学管理を要する障がい者や、障がいに伴う二次障がいの発生予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図っていく必要があります。

愛媛県においては、日常的に発生する初期の医療対応から特殊専門的な医療までのさまざまな段階に応じて、保健医療圏の設定による地域医療体制の確保が図られています。

障がいを軽減し、障がい者一人ひとりの自立を支援するために、今後とも医療・リハビリテーション体制の一層の充実を図っていく必要があります。

#### 【今後の方針】

- ・ 町内公共施設の活用や近隣医療機関等との連携を深め、障がい者一人ひとりの状況に応じた継続的な医療・リハビリテーション体制の整備を進めます。
- ・ 障がい者に対する継続的、かつ効果的な在宅医療の実現を図るため、保健所や医師会、歯科医師会、福祉関係者等の連携により、訪問看護、障がい者の実情に応じたリハビリテーション等が適切に行える地域医療体制の整備に努めます

#### 【具体的な施策】

- **医療相談支援体制の充実**  
地域において切れ目のない医療が提供されるよう、医療相談支援の充実を図ります。特に、難病患者及びその家族の療養上または生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努めます。

●地域医療体制の整備

障がい者に対する継続的かつ効果的な在宅医療の実現を図るため、保健所や医師会、歯科医師会、福祉関係者等の連携により、訪問看護、障がい者の実情に応じたリハビリテーションを適切に行える地域医療体制の確保に努めます。

●ケアマネジメント従事者の養成

住民の保険サービスの充実を図るため、保健師及び栄養士の資質向上に努めます。また、各種の生活支援方策を中心として、マネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図ります。

●医療制度の普及・啓発

自立支援医療費制度により、精神疾患にかかる通院患者の自己負担の軽減を図るとともに、制度の普及・啓発を進めていきます。

## ◆基本目標2 障がい児の健やかな発達と教育の充実

### (1) 療育・教育の充実

#### ①療育、教育相談、就学指導体制の充実

##### 【現状と課題】

障がいのある児童・生徒は、発達のレベルや障がいの程度がさまざまであるため、一人ひとりの状況に応じて、その可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていくような療育・教育の場が必要です。本町では、「砥部町障害者計画」のもと、療育体制の強化や就学相談・進路指導体制の整備、適切な進路の開拓等の活動を行ってきました。しかし、療育、教育相談、就学指導体制をさらに充実するために、各関係機関が連携をとり、一人ひとりのニーズに応じることが求められます。

また、乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な指導・支援が必要であり、障がいのある子ども及びその保護者に対する乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育相談指導体制の整備が重要となっています。

さらに、学校卒業後の進路に関しては関係機関へ働きかけをしていますが、今後も学校卒業後の進路について、保護者や関係機関等が連携し、企業等の協力を得ながら、進路先の確保に努めていくことが必要です。

##### 【今後の方針】

- ・平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。全ての子どもは健やかに成長するように支援するため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制を構築します。
- ・特別支援教育及び障がいについての理解を推進するとともに、今後も適正な就学先指導をします。
- ・教育機関等にかかわりを持たない保護者に対しても広く案内することが必要なため、町のホームページを利用するなどして、広く案内を行います。
- ・すべての学校で緊急時に適切な対応ができるよう、研修会の開催を推進します。

##### 【具体的な施策】

#### ●教職員に対する研修の充実

すべての教育関係者に対して、障がい者権利条約やインクルーシブ教育の啓発活動を行い、障がいにかかわる教育のあり方を研究していくことで、障がいのある子どもについての理解と認識を深めます。

#### ●乳幼児期から学齢期における支援

障がい児の日常生活及び社会生活を支えていくために、児童の発達段階や障がい特性を踏まえた学びと健やかな成長を支援するため、放課後の居場所づくりや特別支援学級での充実した教育を支援します。



●保健・医療・福祉・教育の連携

保健・医療・福祉・教育の関係分野が連携し、障がい児に対して就学へ向けての支援体制の整備を図ります。また、一人ひとりの成長過程における能力や障がいの特性に応じた学習指導体制等の指導の充実を図ります。

●児童・生徒への包括的な支援

自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障がいのある児童・生徒・重度・重複障がい児等それぞれの障がいの特性に応じた教育方法の工夫・改善に努めます。

さらに、就学時や卒業時などにおいてサポートが途切れることのないよう、幼保と学校との連携や、卒業時の進路指導など、切れ目のない支援体制を整備します。

●学校と家庭の連携による保護者への支援

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、児童・生徒のケアをはじめ、教職員や保護者への助言や援助などにより、保護者への支援や交流の促進を図っていきます。

●特別支援教育及び障がいについての理解の推進

町の広報紙やホームページなどさまざまな媒体や、集会や行事などあらゆる場を活用して、特別支援教育の紹介や障がいに対する啓発などに努め、その理解の促進を図ります。

②障がい児の個性と能力を尊重した教育の充実

【現状と課題】

障がい児の教育においては、その子どもの将来、社会人として自立し、かつ社会のなかで一定の役割を果たし、いきいきと希望に満ちた生活を送れるよう、持っている能力を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立するための基礎・基本を身に付けることが目標となります。

今後も、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導・訓練を行うことが必要です。また、一人ひとりの障がいの種類・程度・能力・適正などに応じた適切な教育を行うことが何よりも重要です。障がいがあるために、他のさまざまな能力を発揮させる機会が妨げられることがないような教育指導体制の充実が必要です。

【今後の方針】

- ・特別支援学級の設置が必要と判断されれば、愛媛県に対して強く要望を行います。
- ・幼稚園での特別支援教育を推進します。
- ・すべての学校で、障がい者の理解推進を図る内容の授業が実施されるよう、学校長に理解を求めます。
- ・幼稚園教員を含め、教員研修の検討を行います

## 【具体的な施策】

## ●特別支援学級の設備等の充実

障がい児に必要な能力を身に付けさせるため、特別支援学級の設備を充実させ、学校生活支援員を確保し、個人の特性に応じた教育の充実に努めます。また、幼稚園での特別支援教育を推進します。

## ●障がい者の生涯学習の推進

障がいのある子どもと障がいのない子ども等との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、相互理解を促進させます。また、教育・学習面の活性化と活発化を図り、障がい者の生涯学習を総合的に推進します。

### ◆基本目標3

## 障がい者の自立と社会参加の実現

### (1) 雇用・就労に対する支援

#### ①障がい者雇用の促進

##### 【現状と課題】

障がい者が社会的な自立を図るためには、働くことが避けては通れないものとなります。就労により収入を得ることで生活基盤が確立し、生活の質を高めるだけでなく、生きがいをもって生活することが可能になります。

また、障害者総合支援法では、働く意欲や能力のある障がい者に対する就労支援が大きな柱にされており、「就労移行支援」をはじめ、福祉分野と雇用分野とが連携した就労支援や精神障がい者の雇用促進等が掲げられています。

しかし、近年の不安定な経済情勢ともあいまって、一般企業への就職は限られたものとなっています。

このため、企業や事業主に対して障がい者雇用に関する理解と協力を働きかけるとともに、町や公共機関は率先して障がい者の雇用に取り組むことが必要です。

障がい者の雇用促進については、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、積極的に取り組む必要があります。

##### 【今後の方針】

・障がい者が経済的に自立した生活が送れるよう、関係機関等と連携して就労を支援していくとともに、就労の場の整備を進め、雇用の促進を図ります。

#### ●障がい者に対する就労支援の強化

ノーマライゼーションの理念を実現し、質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策や、就労の場の整備を進めるとともに、年金や手当等給付により、地域での自立した生活を総合的に支援します。

#### ●特別支援学校卒業生への就労支援

特別支援学校卒業生の企業への就労を進めるため、労働機関・福祉機関等との十分な連携のもと、生徒一人ひとりの将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業を通じた適切な支援を行います。

#### ●福祉機関と労働機関の連携

障がい者の就業面・生活面での支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターについて、公共職業安定所等関係機関との連携を強化します。

#### ●町における障がい者雇用等の促進

町における障がい者雇用を推進するとともに、町役場で調達する物品等については、障がい者施設等の製品を優先的に調達するよう配慮します。

## ②障がい者の職業能力の開発・育成

## 【現状と課題】

障がい者が職業について社会的・経済的に自立することは、その社会参加のなかでも極めて重要です。障がい者が一人ひとりの能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、就労移行支援や就労継続支援等のサービスを充実させるとともに、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

## 【今後の方針】

・職業訓練校における職業訓練など、障がい者のための職業訓練に関する情報収集や提供を行います。また、障害者総合支援法の訓練等給付において、就労に必要な知識及び能力の向上を図ります。

## ●就労移行・就労継続支援サービスの充実

職業訓練校における職業訓練など、障がい者のための職業訓練に関する情報収集や提供を行います。また、障害者総合支援法の給付において、就労に必要な知識及び能力の向上を図ります。

## ●行政と就労関係機関との連携

福祉的就労から一般雇用への移行を促進するため、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業や障がい者試行雇用（トライアル雇用）事業などの利用の促進を図ります。また、重度障がい者を対象に、在宅で就業活動ができる支援体制を行っていきます。

## (2) 地域社会への参加の促進

## ①交流機会の充実

## 【現状と課題】

地域の人々との交流を広げることは、生きがいのある充実した生活を送るうえで重要なことです。障がい者が地域でともに生きる人たちと交流し、地域の一員として地域社会へ参加していくことができるよう、交流の場づくりを促進するとともに、啓発活動に努めていく必要があります。しかしながら、障がい者やその団体が交流できる場所についてはまだまだ少ないのが現状です。

障がい者の自由時間の過ごし方で最も多いのは「テレビなどを観て過ごす」となっており、屋内で一人で過ごしていることが多い状況がうかがえます。

障がい者自身が地域社会の行事などに積極的に参加し、交流を広げていくことができるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

【今後の方針】

- ・「障害者週間」を中心にさまざまなイベントなどの計画を行い、町民の参加を促して障がい福祉への理解を深めます。
- ・だれでも気軽に集うことができる交流の場所の設置に向けて検討を行います。

【具体的な施策】

● イベント・事業の実施

「障害者週間（12月3日～9日）」を中心にさまざまな意識啓発に係る取り組みを展開するとともに、障がい者の自主的な社会参加や障がい者相互の交流を支援し、自立意欲を高めるような環境整備に努めます。また、社会福祉従事者の健康増進やレクリエーション事業等の充実に努めます。

● 専門的な人材の育成

視覚障がい者及び聴力障がい者の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員・通訳者、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー、歩行訓練指導員などの専門的な人材の育成に努めます。

②文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

【現状と課題】

文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動は、障がい者が楽しみ、自己を表現するだけでなく、新たな能力の発見などあらゆる可能性を秘めています。しかしながら、本町ではこうした活動に対する障がい者の参加機会は少ないのが現状です。障がいの有無にかかわらず、だれもがこうした活動に取り組むことができるよう、身近な地域での参加機会の拡大や、活動への支援が必要です。

また、障がいのある人とない人とが、日常生活のなかで文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動を通じてふれあい、参加・交流することは、障がいについての相互理解を深め、思いやりの心を育てていくうえでも極めて重要なことです。

さらには、障がい者が安心してスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、指導員の確保や育成、活動の場づくりも必要になっています。

障がい者が文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるような機会を充実させることにより、一人ひとりの個性と能力に応じた自己実現を図り、生きがいを持って生活できる環境整備を進め、地域における相互理解を深められるような交流機会の拡大を図っていく必要があります。

【今後の方針】

- ・障がい者が安心してスポーツやレクリエーション活動に参加することができるよう、ボランティアによる支援体制の検討を行います。
- ・障がい者の社会参加の推進を図るとともに、障がい者の視点に立った福祉のまちづくりの実現に向けて支援を行います。

## 【具体的な施策】

## ●活動の支援体制の強化

障がい者が安心してスポーツやレクリエーション活動、創作活動に参加することができるよう、ボランティアや指導員の確保と育成、活動の場づくりを行います。

また、障がい者へ活動の場や内容について、普及啓発を行っていくことも必要です。

## ●障がい者の社会参加の推進

障がいのある人とない人が、スポーツ・レクリエーションイベントに積極的に参加し、ふれあい、交流するような機会を充実させ、地域における相互理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの実現に向けた交流機会の拡大を図っていきます。



## ◆基本目標4 地域における支援体制の整備

### (1) 日常生活への支援の充実

#### ①在宅サービスの充実

##### 【現状と課題】

在宅サービスについては、高齢者を対象とした施策の充実が図られていますが、障がい者を対象とした施策は、利用者、利用希望者数が高齢者に比べて少ないこともあり、高齢者施策のようなサービス水準に到達しにくい現状にあります。しかし、障がい者及び介護者からの各種在宅サービスへの関心や要望は高く、障がい者が住み慣れた地域社会でいきいきと安心して生活できる社会の実現のためにも、在宅サービスの充実は重要です。

そのため、一人ひとりのニーズや状況に応じた各種サービスが十分に受けられるような体制の充実に努めるとともに、障がい者が地域のなかで自立して安心して生活を送ることができるよう支援をしていく必要があります。また、さまざまな支援サービスを担う専門的な知識や技能を有する人材の育成・確保が重要です。

##### 【今後の方針】

- ・利用者のニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう介護給付事業・訓練等給付事業・地域生活支援事業等について、制度の説明や周知に努めます。
- ・ホームヘルパー等、障がい者を支援する人材の育成に努めます。

##### 【具体的な施策】

##### ●サービス供給基盤の整備・充実

在宅の障がい者やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、入浴・排せつ・食事の介護などを行う訪問系のサービスについては、障がい特性やニーズに対応できるようサービスの供給基盤の整備・充実に努めます。

##### ●サービスの周知・利用促進

身体障がい者が障がいを補うために必要な車いすや補聴器などの補装具について、適切に購入費等を支給する補装具費支給制度の周知を図り、利用を促進します。また、介護給付事業や、訓練等給付事業・地域生活支援事業等についても制度の説明や周知に努め、利用を促進します。そのため、わかりやすく・サービス一覧を掲載したパンフレットの配布など、周知・広報に努めます。

## ②障がい者ケアマネジメント体制の整備

## 【現状と課題】

ノーマライゼーションの実現に向けて、だれもが住み慣れた地域で普通の生活を営み、活動できる社会を構築していくことが重要となっています。障がい者の地域における生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか、教育や就労などの幅広いニーズに対応し、障がい者一人ひとりの生活に合わせた適切なサービスが総合的かつ継続的に提供されるよう、障がい者マネジメント体制の整備が必要です。

また、平成24年度からは、自立支援協議会が障害者自立支援法上に位置づけられており、自立支援協議会を中心に、事業者や関係機関との連携を図りながら、制度の浸透と定着化を進め、地域における身近な相談窓口の充実や、障がい者ケアマネジメントに従事する専門職の育成・資質向上など、総合的な支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

## 【今後の方針】

- ・地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。
- ・計画相談支援事業を推進し、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- ・サービスに対する苦情への対応、障害福祉サービスや相談従事者の研修への参加促進を図るとともに、第三者評価事業の実施についても検討します。
- ・自立支援協議会を有効活用し、より一層の支援体制を図ります。

## 【具体的な施策】

## ●自立訓練事業等の推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）などの充実を図るとともに、就労意向支援や生活訓練、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

## ●計画相談支援事業の推進によるケアマネジメント体制の充実

計画相談支援の利用者が拡大されたことに伴い、計画相談支援事業の充実を図り、障害福祉サービスが有効に利用されるようケアマネジメント体制の充実に努めます。

## ●地域自立支援協議会の有効活用

相談支援事業の充実をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす「砥部町自立支援協議会」の強化を図り、有効に活用していきます。

## ●苦情に対する適切な対応

福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情については、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう、公正・中立な第三者機関として苦情解決援助を行う県社会福祉協議会について周知を図ります。



●第三者評価事業の実施の検討

事業者サービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業の実施について検討します。

③生活安定のための施策の充実

【現状と課題】

障がい者への生活の安定や経済支援として、年金・手当・心身障害者扶養共済、医療費の助成、所得税・自動車税等の減免や、各種割引（旅客鉄道運賃、バス・電車運賃、航空運賃、有料道路通行料金、NHK受信料、タクシー料金）などがあります。こうした制度は、障がい者はもちろん家族の生活を支えていくうえでも大変重要なものです。

こうした福祉サービスの内容については、随時住民への周知を図っていますが、福祉制度が度々改正されることから、引き続き制度の周知を図る必要があります。

また、知的障がい者や精神障がい者等で判断能力が不十分である人に対しては、日常的な金銭管理等の判断能力を補い、本人が損害を受けないようにするなど、安心して生活が送れるよう支援を図っていく必要があります。

【今後の方針】

・各種手当での支給に関しては、障がい者の生活の支援を援助し、経済的自立を図るうえでも大切であるので、今後とも広報誌等を通じて啓発に努めます。

【具体的な施策】

●各種支給制度・助成制度の周知

身体障害者手帳などの手帳取得により受けられる各種保険制度、医療費助成制度、心身障害者扶養共済制度などは、障がい者の生活を援助し、経済的自立を図るうえでも大切な制度であるため、今後とも広報誌等を通じて啓発に努めます。

●福祉サービスの利用促進

身体障害者手帳などの手帳取得により受けられることができる所得税、県民税、自動車税などの税の軽減制度や、その他公共サービス事業者が実施する障がい者へのサービスについて、障がい者の生活の安定を図るため、利用を促進します。

④移動支援

【現状と課題】

障がい者の移動の際の利便性を確保するとともに、外出への意欲の向上や社会参加の機会を促進するため、障害者タクシー利用助成事業等、移動の支援施策を実施しています。今後とも障がい者がさまざまな社会活動へ参加できるよう、移動に関するサービスの充実に努めていく必要があります。

## 【今後の方針】

- ・障がい者の社会参加や経済的な負担の軽減を図るため、移動に関するサービスの充実に努めていきます。また、自動車利用に対する障がい者の支援を検討します。

## 【具体的な施策】

## ●障がい者の社会参加の促進

屋外の移動が困難な障がいのある人に対して、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

## ●通行料金割引体制の整備

障がい者の社会参加や経済的な負担の軽減を図るため、公共交通機関やタクシーの運賃割引、有料道路や高速自動車道の通行料金の割引等について、関係機関へ働きかけを行います。

## ●行動支援の充実

自立支援給付の行動援護や同行援護、地域生活支援事業の移動支援事業の利用対象者に対して、事業の内容や手続を周知し、利用の促進を図ります。

## (2) 生活の場づくり

## ①住まいの場の充実

## 【現状と課題】

障がい者の方の自宅で暮らし続けたい、家族と一緒に暮らしたいという意向が多くみられます。

障がいのある人もない人もお互いに尊重し合いともに生きる社会においては、障がい者の地域における自立した生活が基本となり、障がい者本人の意向を尊重しながら、施設から地域生活への移行を促進することが必要です。また、障がい者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源であり、高齢者施設と連携し、有効に活用していく必要があります。

## 【今後の方針】

- ・施設入所から地域生活への移行の必要性を踏まえ、利用者のニーズに応じた介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業を推進します。

## 【具体的な施策】

## ●公共施設のバリアフリー化

生涯学習に参加できるように、関連施設の自動ドアやスロープの設置、身体障がい者のためのトイレの新設等に努めます。また、身近なところで施設利用ができるよう、日中活動系の施設の整備を図るとともに、障がい種別をこえた相互利用を進めます。

●福祉サービスの充実

家族の負担を軽減するため、ショートステイ事業の充実に努めます。施設では、地域移行の必要性を踏まえ、利用者のニーズに応じた介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業を推進します。

●社会福祉事業従事者の職場環境の整備

社会福祉施設の施設整備等の改善や業務の省力化を図ります。また、社会福祉事業従事者の情報交換や意見交換の場を設け、働きやすい職場環境のあり方を検討していきます。

②住宅の整備

【現状と課題】

障がい者が自立して生活を営むためには、生活の拠点である住居を確保し、環境整備に努めていくことが重要です。

そのためにも住宅改造費の助成を手厚くするなどの対策が重要になってきます。公共住宅については、地域住宅計画に基づき、さらに、障がい者や高齢者に配慮した住宅や居住環境の整備が求められています。

障がい者や高齢者が、安心して暮らせる住まいづくりの実現のため、住宅政策と福祉施策との連携を図り、新しい仕組みづくりに取り組む必要があります。

【今後の方針】

- ・高齢者・障がい者等の利用に配慮した公営住宅の整備を進めます。
- ・住宅改修費の助成制度について、周知・広報・相談に努めます。

【具体的な施策】

●住宅改修費助成制度の周知・広報・相談

一般住宅について、住宅改良（リフォーム）の際にはヘルパーが適切な助言・サービスを行い、高齢者や障がい者に適した住宅改良を促進します。また、住宅改修費の助成制度について、周知・広報・相談に努めます。

### (3) 地域における福祉コミュニティの確立

#### ① ボランティア活動・地域福祉活動の活性化

##### 【現状と課題】

本町ではさまざまなボランティア活動が展開されていますが、今後もこのような活動を支援し、地域でのボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに関する情報提供や啓発活動を推進していくことが大切です。また、障がい者自身がボランティア活動に積極的に参加し、社会参加・社会貢献ができるような機会の確保に努めていく必要があります。

ボランティアキャンペーンでは、広報誌に参加啓発広報を掲載し、県より提供された冊子やチラシを町内の中学校に配布するなど、ボランティア活動への参加啓発を進めていますが、まだ十分に啓発広報が出来ていない状況にあります。また、ボランティアに関する相談や仲介等件数もあまり多いとはいえないため、ボランティアセンター活動事業を幅広く実施している社会福祉協議会に対し、活動を積極的に支援していくため、交付金を充実させるなど、連携を強めていくとともに、いろいろな機会をとらえてボランティア活動への参加啓発を行う必要があります。

さらに、県が開催する研修会等に積極的に参加するなどして、専門知識を吸収し今後役に立てていくことも必要です。

##### 【今後の方針】

- ・県のボランティアキャンペーンをはじめとして、いろいろなボランティア活動を把握し、社会福祉協議会とも連携し、きめ細かく啓発広報を行います。
- ・社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対して、町としても連携を深め、県の推進しているサマーボランティアやウィンターボランティア等のキャンペーンを積極的に利用し、ボランティア活動を推進します。

##### 【具体的な施策】

##### ● ボランティア活動の広報・啓発

県のボランティアキャンペーンをはじめとして、いろいろなボランティア活動を把握し、社会福祉協議会と連携して、町内会、婦人会、青少年組織あるいは企業等に対してきめ細かく啓発広報を行い、参加を働きかけます。

##### ● ボランティア活動の支援

社会福祉協議会と連携を深め、障がい者自身がボランティア活動に積極的に参加し、社会参加・社会貢献ができるような機会の確保に努め、地域のボランティア活動の相談窓口、NPO等の活動推進団体に対して専門的な情報の提供を行います。また、若い人の活動への参加を促し、活動の担い手の育成を図ります。

##### ● ボランティア研修の充実

ボランティア活動や企業の社会貢献活動など、社会資源をコーディネートするボランティアコーディネーターの研修を充実させ、ボランティア活動の質の向上に努めます。

## (4) 情報・コミュニケーションに対する支援

### ①総合的な情報提供体制の充実

#### 【現状と課題】

障害福祉サービスに関する情報の入手先は、テレビ、町広報紙、新聞などがありますが、サービス利用について、わかりやすい情報の提供が求められています。

障がい者に対する制度やサービスは複雑であったり、情報の収集が困難であったりします。このため、障がいの種類や状況に応じた的確な情報提供や相談、助言ができるような体制の整備が必要です。

特に、視覚障がい者・聴覚障がい者等に対しては点訳、手話通訳サービスの利用促進などを図っていくことが必要です。また、福祉制度や保健・医療・福祉サービスなど生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる総合的な情報提供体制の充実が求められています。

本町では、障害福祉サービスの内容を説明したものを広報紙等に掲載して、障がい者福祉関連の事業や制度、行事及び福祉サービスなどの普及や啓発に努めています。

#### 【今後の方針】

- ・ 町外の障がい者団体や社会福祉協議会など諸団体を通して情報提供の周知徹底を図ります。また、県と近隣市町との連携を密にして情報の集約化を推進し、幅広い福祉情報の提供に努めます。
- ・ 障がい者の自主的な社会活動や障がい者どうしの交流を図るため、ボランティア活動の普及や福祉教育を充実させ、また地域や職場・関係機関等が意見交換しながら必要に応じて正確な情報の提供を図ります。

#### 【具体的な施策】

##### ●障がい者間の情報格差の解消

各種行政サービス等を含めた情報を集約し、障がい者が入手しやすい情報提供体制について検討を進めます。町の広報紙や回覧のほか、ホームページや電子メールなどITを活用した情報提供を推進します。また、障がいによるITの利用格差の解消に積極的に努めるとともに、障がい特性に応じた情報提供の拡充を図ります。

##### ●ユニバーサルデザインの普及の推進

ユニバーサルデザイン化(だれでも使いやすい設計)の普及に努めるとともに、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備促進を図ります。

##### ●相談支援事業の活用

地域生活支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業所と連携し、家族に対し療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行います。また、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進します。



## ◆基本目標5 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

### (1) 差別の解消及び権利擁護の推進

#### ①心のバリアフリーの促進

##### 【現状と課題】

障がい者に対する心のバリアは、障がいや障がい者に関する知識不足から生じていることも少なくありません。ノーマライゼーションの理念を実現するためには、お互いが身近に接し、理解し合い、支えあうことが大切です。そのためには、学校・職場・地域など、あらゆる場での交流が必要といえます。

障がい者の方が嫌な思いを感じるのは、地域や近所の人から感じる事が多く、外出時の公共交通機関、商業施設等ハード面の配慮を求めています。

本町では、これまでに広報紙を利用して障がいに対する啓発活動に取り組んできました。今後とも、すべての人々から心のバリアを取り除き、障がいや障がい者への正しい理解と認識を深めていくために、施策の一層の充実を図り、さまざまな機会や各種広報媒体を通じて、積極的な啓発・広報活動を展開していく必要があります。

また、地域における勉強会や交流活動、公的サービスに従事している者に対する研修等を通して、障がいや障がい者に対する理解促進や身近なふれあいを体験できるような機会の充実に努めていくことも大切です。

##### 【今後の方針】

- ・町職員に対する研修を継続し、職員一人ひとりが自らの意思で能力や個性を伸ばしていけるような体系の構築をめざします。
- ・福祉サービスの内容や制度及び障がい者施策について啓発・広報活動はもとより、障がい者福祉団体が実施する各種イベントへ積極的に参加するなど、より効率的な啓発活動に取り組みます。
- ・さまざまなイベントを計画して、町民の参加を促して障がい福祉への理解を深めます。

##### 【具体的な施策】

#### ●人にやさしいまちづくりの促進

人にやさしいまちづくりを進めるためには、住民全体がその必要性に対する理解を深め、積極的に参加・協力することが非常に重要であり、このため、バリアフリー新法や県の「人にやさしいまちづくり条例」の趣旨の普及・啓発について積極的に取り組むとともに、子どもから大人まで、広く住民意識の高揚に努めます。

#### ●イベントを通じた福祉啓発の推進

障害者週間（12月）、知的障害福祉月間（9月）、精神保健福祉普及運動（10月）、障害者雇用支援月間（9月）等の諸行事、活動を充実させます。また、家庭や学校、職場、地域の連携を図りながら、障がい者団体が実施するイベントや体験学習に町民の参加を促して障がい福祉への理解を深めます。

## ②権利擁護の推進

### 【現状と課題】

平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を講じる段階となりました。本町での障がい者の方への差別は、あまり多くはありませんが、地域でいやな思いを感じる事や公共施設等ハード面でいやな思いを感じる場合があります。障がいを理由とする差別の解消や住民への理解の促進のため、今後も啓発・広報等の取組が必要です。

平成24年10月より障害者虐待防止法が施行されました。障がい者の養護者や障がい者福祉施設従事者等による虐待、また、就労の場で、障がいを理由とする使用者からの不当な扱いなどの虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援と併せて、虐待した養護者に対する支援を行うなど、障がい者への権利擁護の取組が必要です。

意思決定能力や契約締結能力が十分でない障がい者の権利擁護のために、日常生活自立支援事業や、成年後見制度が設けられています。しかし、成年後見制度等については、現状では制度をスムーズに活用するために十分な体制が整っていないことから、今後は更に、権利擁護に係る制度の周知と利用促進及び利用するための支援体制の整備・強化に取り組む必要があります。

### 【今後の方針】

- ・住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、地域の理解促進を図る啓発活動や地域住民との交流する機会の場づくりに取り組みます。
- ・障がい者虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取組みにより、権利擁護を推進します。
- ・知的障がい者や精神障がい者など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談、成年後見人の養成を進めます。

### 【具体的な施策】

#### ●福祉サービスの広報・周知

障がい者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分なものに対応する成年後見制度など権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図るとともに、支援策を進めます。

#### ●総合的な相談体制の整備

障がい者や家族など、気軽に相談しやすい体制、また、本当にサービス等が必要な方への相談など、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止及び解決を図るため、総合的な相談支援体制を関係機関と連携を図ります。

#### ●福祉サービスの環境整備業

福祉サービスに関する苦情解決を図るため、施設におけるサービスの内容や提供体制等について、利用者の視点で評価を行う福祉サービス第三者評価事業を検討し、障がい者が良質な福祉サービスを気軽に利用できる環境づくりを推進します。

## (2) 福祉のまちづくりの推進

### ①総合的な福祉のまちづくりの推進

#### 【現状と課題】

これまでのまちづくりは、効率性や合理性を求めあまり、障がい者や高齢者などに対する配慮が必ずしも十分とはいえませんでした。しかし、21世紀における高齢化社会においては、ノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営むうえで物理的・社会的、制度及び心理的障がい除去し、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを住民の理解と協力のもとに創出していくことが必要です。

現在、ほとんどの町道が歩道なしの状態となっています。歩道の整備については、用地の確保も多額の予算を要しますが、今後十分検討して実施していく必要があります。

#### 【今後の方針】

- ・幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置など障がい者が安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備が必要です。
- ・交通マナー及び交通安全意識の啓発・広報活動はもとより、松山南交通安全協会が実施する各種イベントへ積極的に参加するなど、より効率的な啓発活動に取り組んでいきます。
- ・交通安全の日（毎月20日）や全国交通安全運動を中心に、町民の参加を促して交通安全への意識を高めていきます。
- ・歩道付きの道路を整備する際は、バリアフリー化し高齢者・障がい者の利用に配慮した道路整備を進めていきます。

#### 【具体的な施策】

##### ●住民ネットワークの構築

すべての住民が、生涯にわたり自分の持てる能力を発揮しながら、障がい者及び福祉に対する理解を深めるとともに、障がいがある人となない人が、ともに暮らし支え合う環境の整備に努めます。また、児童相談所・保健所・相談支援事業所等、身近な地域で専門的相談を行うことができるよう、ネットワーク体制の構築に努めます。

##### ●障害福祉サービスの充実

障がい者が社会の構成員としてともに生活し、生活の質的向上が図られるよう、障害福祉サービスによる生活訓練、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動手段など各種サービスの充実を図ります。また、精神障がい者が地域で生活できるようにするため、地域移行支援事業や地域定着支援事業を推進します。



●交通安全意識の啓発

交通事故による障がい者（児）の発生を防ぐため、交通安全の日（毎月20日）や全国交通安全運動を中心に松山南交通安全協会が実施する各種イベントへ町民の参加を促して交通安全への意識を高め、事故のない安全で快適な地域作りを進めます。

●安全で快適な地域作りの推進

道路の整備にあたっては、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）、音声案内設備や案内標識の効果的な設置などバリアフリー化を進め、障がい者にやさしい通行空間の確保に努めます。

②建築物などバリアフリー化の推進

【現状と課題】

すべての障がい者が障がいの特性にかかわらず、安全・快適に利用できるよう、民間を含めた公共施設について環境を整備していく必要があります。そのため、公共施設については、必要な所から可能な限りバリアフリー化を進めるとともに、民間施設についても、バリアフリーの建築物の設置促進について普及・啓発に努めていく必要があります。

また、ユニバーサルデザインの観点から、障がい者や高齢者だけでなく、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進していくことが重要です。

本町においては、障がい者を含めた町民の生活環境に対するニーズは多様化していますが、施設の整備は十分とはいえず、今後はこれからの充実を図るとともに、障がい者の視点に立った福祉のまちづくり点検の実施や改善の促進など、ハード・ソフト両面からバリアフリー等施設の整備促進が問題です。

【今後の方針】

・障がい者が住み慣れた地域で生活をして、社会参加をするためには、ノーマライゼーションの理念のもと、福祉のまちづくりに向けて、公共施設の整備、バリアフリー等、施設の整備を検討します。

【具体的な施策】

●公共施設・民間建築物のバリアフリー化（ハード面）

バリアフリー新法などにに基づき、官公庁施設、交通機関、その他の公共施設について、障がい者が円滑に利用できるよう必要な配慮をします。また、民間の建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化について県と連携を図り、理解を求めます。

●心のバリアフリー化（ソフト面）

この計画の基本理念や県の「人にやさしいまちづくり条例」の考え方などに基づき、障がいのある子どもの特性に応じた学校施設、器具等のバリアフリー化に努め、障がいのある子もいない子とともに学習し、触れあうことにより、児童・生徒の心のバリア（障壁）を取り除いていきます。

### ③公園・水辺空間などのオープンスペースの整備

#### 【現状と課題】

障がい者に限らずすべての住民の生活が、心にゆとりとやすらぎをもって過ごせるよう、快適な生活空間を提供していくことが大切です。そのためには、公園や広場の整備はかせないものになります。しかし、既存の公園や広場は、必ずしもすべての人にとって心やすらぐ環境であるとはいえない状況にあります。

今後、ベンチの設置や緑地整備、遊具の充実など、障がい者だけでなく、すべての地域住民が集い憩えるような空間となるよう整備し、だれでも気軽に訪れることができるよう、多目的トイレの設置や、スロープ、手すりなどの設置を推進していく必要があります。

#### 【今後の方針】

- ・公園のバリアフリー化により、障がい者や高齢者が気軽に訪れることができ、また、緑地や遊具等の整備を推進することにより、すべての地域住民が集い憩えるようにします。

### ④防犯・防災体制の強化

#### 【現状と課題】

災害時の避難場所についての認知度が高くなってきましたが、一人で避難することができるかについては、身体・知的障がい者の方は難しい状況です。また、避難するのに困ることは迅速に避難場所まで行けるか障がい者は不安に思っています。

防災対策として小学校などを避難場所として指定するとともに、広報紙への防災啓発記事の記載や、防災マップの全戸配布等の事業を行い、防災に対する住民の理解と認識の啓発に努めてきましたが、本町は災害の少ない土地柄であり住民の関心がまだまだ低いと思われます。近年は異常気象により災害が発生していますが、障がい者や高齢者への情報連絡体制については、取り組みが遅れているため、防災部署と福祉部署が連携して、避難行動要支援者といわれる障がい者や高齢者への連絡体制や避難誘導体制の整備が求められています。

また、民生委員・児童委員や保健師などによる訪問活動などを通して、障がいのある高齢者やひとり暮らしの高齢者等の実態把握に努めるとともに、緊急時や急病時に簡単に早く通報できる緊急通報装置の給付・貸与を実施し、緊急時への対応を進めています。

防犯対策としては、近年、振り込め詐欺や金融詐欺などの犯罪が多発しており、障がいのある高齢者やひとり暮らしの高齢者等が被害に遭うケースが多くなっています。啓発や情報提供とあわせて、日ごろの声かけや見守り活動により、被害を未然に防ぐことが大切です。

#### 【今後の方針】

- 南海地震の発生が懸念されていることから、住民の意識高揚のため、さまざまな方法を使って広報活動を続けていきます。
- 自主防災組織の役割等について理解を促すため、訓練や研修会を実施して意識の高揚を図ります。
- 災害時の避難場所は、防災マップ等を使って啓発に努めます。
- 防災部署は避難行動要支援者への避難勧告である避難準備情報の具体的な基準を作成し、福祉部署は避難準備情報を受けて避難行動要支援者をスムーズに避難させるため避難行動要支援者プランをまとめます。
- 災害発生時は防災部署が避難に関する情報を発信し、福祉部署で避難行動要支援者プランに基づいて避難行動要支援者本人や支援者へ情報を伝達できる仕組みを整備します。
- 障がい者に対して、福祉避難所の設置、救援体制の整備を図っていきます。
- 警察と協力して、特殊詐欺等の犯罪の手口などの情報提供や啓発に努めるとともに、地域の組織や郵便局と協力した見守り体制の充実を図ります。

#### 【具体的な施策】

##### ●震災・防災対策の拡充

南海地震の発生が懸念されていることから、住民の防災意識高揚のため、多様な媒体や機会を活用して広報活動を行っていきます。地域における震災対策を含めた防災対策として、寝たきりや一人暮らしの高齢者・障がい者等（災害時要支援者）の避難援助体制の確立及び自主防災組織の設置を推進します。

##### ●防災ボランティアの育成

災害時に、地域や隣近所が協力・助け合う自主防災組織や防災ボランティアの育成を図るため、社会福祉協議会・関係機関と連携して訓練や研修会を実施し、住民の意識の高揚を図るとともに、組織づくりを推進します。

##### ●救援体制の整備

社会福祉施設等について、防災訓練及び避難訓練の実施、近隣住民等による応援・協力体制の確立、夜間における防災体制の充実に努めます。また、災害時の避難準備情報の具体的な基準を作成し、避難行動要支援者や支援者へ情報を伝達できる仕組みを整備します。

##### ●福祉避難所の設置

学校や公民館などの指定避難所のバリアフリー化を引き続き推進します。また、避難行動要支援者に対しては、社会福祉施設との連携・協力により、福祉避難所を設置するとともに、医療機関・保健機関と連携し、福祉用具や薬剤等を迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。住民への周知徹底を図ります。

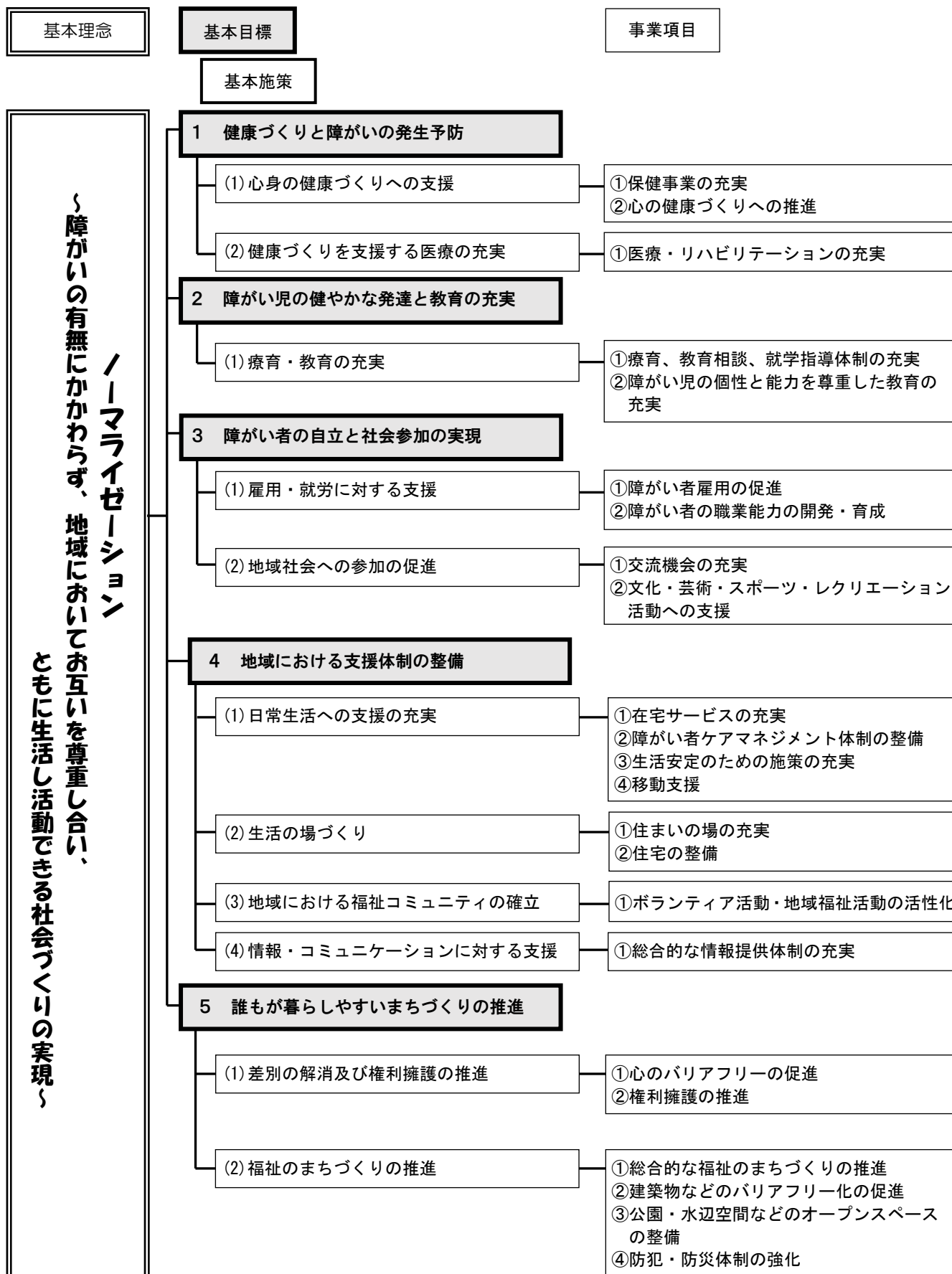
●防犯・防災見守り体制の整備

地域の地縁組織や民生委員・児童委員、ボランティアなどによる要支援者等の見守り体制を整備します。また、郵便局と協力した郵便配達時の安否確認体制など、障がい者や高齢者が安心して地域で生活できる体制を確保します。

●特殊詐欺等の防止

警察と協力して、高齢の障がい者やその家族・親族などに、オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの手口やその撃退法について、情報提供したり啓発チラシを配布するなど、被害に遭わない対策を推進します。

## 2 施策の体系



## 第5章 障害福祉サービスの推進



## 第5章 障害福祉サービスの推進

### 1 障害福祉サービスの内容と対象者

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

また、障がい者の範囲に難病等が加えられ、障害福祉サービスの対象となったため、地域生活支援事業における意志疎通支援について、市町村と都道府県の役割分担が明確化されるとともに、障がい者に対する理解を深めるために、理解促進研修・啓発事業などが新たに事業化されています。

### 2 障害福祉サービスの見込量とその確保方策

#### (1) 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。	障害支援区分（以下「区分」という） 1以上の障がい者等
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的にを行います。	区分4以上で、日常生活全般に常時の支援を必要とする重度の肢体不自由者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	区分3以上で、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者等
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	常時介護を要する者であって、区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある障がい者等



【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用時間数 （時間）	543	631	623	660	680	700
利用人数 （人）	25	27	29	33	34	35

■訪問系サービス量確保方策

- ・必要なサービスが適切に利用できるよう、相談支援の充実
- ・サービスの質の向上のため人材の確保や研修の働きかけ

（2）日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「療養介護」、「短期入所」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
生活介護	自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	区分3(50歳以上は区分2)以上の者
自立訓練 (機能訓練)	自立支援給付 (訓練給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な身体障がい者
自立訓練 (生活訓練)	自立支援給付 (訓練給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18ヶ月以内)行います。	一定の支援が必要な知的・精神障がい者
就労移行支援	自立支援給付 (訓練給付)	一定期間(24ヶ月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場探しなどを通じ適性にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の者
就労継続支援 (A型)	自立支援給付 (訓練給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びかなかった者、特別支援学校を卒業、又は施設を退所後、就労を希望するが雇用に結びつかなかった者
就労継続支援 (B型)	自立支援給付 (訓練給付)	雇用契約は結ばないが、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労していて離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者
療養介護	自立支援給付 (介護給付)	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話等を行うサービスです。	区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。区分5以上の、進行性筋萎縮症患者または重症心身障がい者。
短期入所	自立支援給付 (介護給付)	居宅で介護する者の病気その他の理由で施設へ短期入所した利用者に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。	区分1以上の障がい者等

## 【生活介護】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 （人日分）	371	675	664	680	700	720
利用人数 （人）	18	32	33	34	35	36

## 【自立訓練（機能訓練）】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 （人日分）	0	0	0	22	22	22
利用人数 （人）	0	0	0	1	1	1

## 【自立訓練（生活訓練）】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 （人日分）	85	30	18	44	44	44
利用人数 （人）	3	1	2	2	2	2

## 【就労移行支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 （人日分）	85	79	83	90	95	100
利用人数 （人）	4	4	4	5	6	7

## 【就労継続支援（A型）】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 （人日分）	203	293	303	320	340	360
利用人数 （人）	10	16	15	16	17	18

【就労継続支援（B型）】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 （人日分）	463	585	643	700	725	750
利用人数 （人）	31	40	42	44	46	48

【療養介護】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 （人）	1	3	3	3	3	3

【短期入所】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 （人日分）	22	29	24	35	35	35
利用人数 （人）	3	4	3	5	5	5

■訪問系サービス量確保方策

- ・必要なサービスが適切に利用できるよう、相談支援の充実
- ・サービスの質の向上のため人材の確保や研修の働きかけ

（3）居住系サービス

居住を支援するサービスとして、「共同生活援助」、「施設入所支援」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内 容	対象者
共同生活援助 （グループホーム）	自立支援給付 （訓練給付）	主として夜間に、共同生活住居において相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	区分1以下に該当する知的障がい者または精神障がい者
施設入所支援	自立支援給付 （介護給付）	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	50歳未満では区分4以上、50歳以上では区分3以上の障がい者

【共同生活援助】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 （人）	9	11	14	14	14	14

## 【施設入所支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 (人)	14	16	16	16	16	15

## ■居住系サービス量確保方策

- ・補助制度等を活用した施設整備の支援
- ・家賃補助の実施

## (4) 相談支援

障がいのある人や障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように相談支援を行います。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

## ○相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。
地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障がい者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービスです。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービスです。

## 【計画相談支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 (人)	0	0	101	140	150	160

## 【地域移行支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 (人)	0	0	0	5	6	7

## 【地域定着支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 (人)	0	0	0	1	1	1

○障害児相談支援

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童に対して、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証を行います。

【障害児相談支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数 (人)	0	0	25	40	50	60

(5) 障害児通所支援サービス

障害児通所を支援するサービスとして、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」があります。各サービスの内容と給付実績、推計値については次のとおりです。

サービス名	内 容
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うサービスです。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に通所施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。

【児童発達支援】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 (人日分)		105	97	100	105	110
利用人数 (人)		15	19	18	19	20

【放課後等デイサービス】

	実績値（1ヶ月）			推計値（1ヶ月）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用日数 (人日分)		31	63	105	115	125
利用人数 (人)		4	9	15	17	19

■日中活動系サービス量確保方策

- ・サービスの充実と日中活動の場の確保
- ・短期入所事業所との連携による受入れ体制の確保

## (6) 地域生活支援事業

障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスの提供をし、安心した日常生活が送れるよう支援します。

サービス名	内 容
市町村相談支援機能強化事業	障がい者等や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。本町においては、専門性や継続性を確保し、障がい種別に応じ複数の拠点を設置し、相互に連携する相談支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため、町長による成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の一部を助成します。
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業をとおして、意思疎通の仲介をする等のコミュニケーション支援を行う事業です。 本町では、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する事業です。本町においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。

## 【市町村相談支援機能強化事業】

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置箇所数 (箇所)	3	3	3	3	3	3

## 【成年後見制度利用支援事業】

	実績値			推計値		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

※給付実績値について

・平成 26 年度実績値は、平成 26 年 12 月時点での実績値に 3 ヶ月分加算した 1 年分の見込値である。

【コミュニケーション支援事業】

	実績値			推計値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人員 (人)	7	7	7	8	8	8

※給付実績値について

- ・平成26年度実績値は、平成26年12月時点での実績値に3ヶ月分加算した1年分の見込値である。

【日常生活用具給付等事業】

単位：件

	実績値			推計値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練 支援用具	4	4	1	5	5	5
自立生活 支援用具	5	2	4	5	5	5
在宅療養等 支援用具	2	7	2	8	8	8
情報・意思疎通 支援用具	7	6	7	8	8	8
排泄管理 支援用具	314	395	391	400	400	400
住宅改修費（居宅 生活動作補助用具）	0	1	1	1	1	1

※給付実績値について

- ・平成26年度実績値は、平成26年12月時点での実績値に3ヶ月分加算した1年分の見込値である。

【移動支援事業】

	実績値			推計値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人員 (人)	16	18	19	20	21	22
延時間 (時間)	1,163	1,681	1,402	1,500	1,600	1,700

※給付実績値について

- ・平成26年度実績値は、平成26年12月時点での実績値に3ヶ月分加算した1年分の見込値である。

■地域生活支援事業サービス量確保方策

- ・相談支援体制の充実

### 3 計画の進捗の管理

計画の進捗状況や効果を定期的に評価、点検していきます。計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市町村や町内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

自立支援協議会においてPDCAサイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標、活動指標に関する実績を把握し分析、評価を行います。

#### ■PDCAサイクルのプロセスイメージ図



※PDCAサイクル・・・様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN (計画)」「DO (実行)」「CHECK (評価)」「ACT (改善)」のプロセスを順に実施していくものです。





資料編



## 資料編

## 【砥部町障害者計画等策定委員会設置要綱】

## (趣旨)

第1条 この告示は、障害者の増加及び高齢化をはじめ、障害の重度化・重複化や介護者の高齢化が進み、障害者施策の一層の充実が求められているなか、障害者が地域で安心して暮らせる自立と共生の社会を実現するための砥部町障害者計画及び砥部町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、砥部町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

## (役割)

第2条 委員会は、地域の実情を反映した障害者計画等が総合的かつ体系的に策定されるよう調査及び審議を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者福祉団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

## (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれの委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (委員会の解散等)

第5条 委員会は、委員会の役目を終えたときに解散し、同時に委員はその職を失う。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第7条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年12月15日告示第115号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月日告示28号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

## 【砥部町障害者計画等策定委員会委員名簿】

区 分	氏 名	所属・役職等	備 考
学識経験者	相原 末広	社会福祉法人南風会 理事長	(副会長)
障害福祉関係者	沼田 正紀	砥部町精神障害者地域家族会 みなみ会 会長	
	中村 昭三	とべ・ひびき会 会長	
	野村 りえ	砥部町手をつなぐ育成会 会長	(会 長)
	松本 美代子	砥部町身体障害者相談員	
	三谷 吏代	砥部町社会福祉協議会 在宅福祉課係長	
公募委員	二宮 佳紀	公募委員	
行政機関	篠原 万喜枝	砥部町保険健康課 専門員兼健康増進係長	
	住田 江里子	砥部町保険健康課 主任保健師	
	大西 和江	砥部町地域包括支援センター 社会福祉士	

◇各サービスの概要◇

	サービス名	サービス内容
1	【者・児】居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います
2	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います
3	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います
4	【者・児】行動援護	知的障害、精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います
5	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します
6	【者・児】短期入所 (ショートステイ)	在宅の障害者(児)を介護する方の病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います
7	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します
8	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
9	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います
10	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います
11	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います
12	就労継続支援(A型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、 <b>雇用契約に基づく</b> 就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います
13	就労継続支援(B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います <b>(雇用契約なし)</b>
14	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
15	施設入所	主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います
16	【児】児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います

17	【児】医療型 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
18	【児】放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います
19	【児】保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
20	【児】福祉型児童 (障害児)入所支援	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行います
21	【児】医療型児童 (障害児)入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与、治療を行います。
22	計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います
23	【児】障害児相談支援	
24	地域相談支援 (地域移行)	障害者支援施設等の施設に入所している障害者又は精神科病院等入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います
25	地域相談支援 (地域定着)	居宅において、単身等の状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談などの支援を行います
26	(市町事業) 成年後見制度 利用支援	成年後見人の報酬など必要となる経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します
27	(市町事業) 意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います
28	(市町事業) 日常生活用具給付	日常生活用具を必要とする障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付や貸与を行います
29	(市町事業) 移動支援	屋外での移動が困難と認められる障害者に対し、外出のための支援を行います





砥部町  
障害者計画  
第4期障害福祉計画

編集・発行：砥部町介護福祉課  
〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地  
TEL : 089-962-7255 FAX : 089-962-6820